



保全協会報

ぎふ環境保全

VOL.63 発行 平成17年7月15日

◆行政ニュース

◎産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度について

◎移動式の木くず又はがれき類の破碎施設の取り扱いについて

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

◎岐阜市北部における産業廃棄物不法投棄事案の経緯と現状

岐阜市環境事業部産業廃棄物特別対策室



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

あいさつ	理事長あいさつ	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本貞実	… 2
特 集	(社)岐阜県産業環境保全協会第32回通常総会 ・協会の新執行体制・委員会委員名簿		… 3
あいさつ	就任あいさつ 岐阜県健康福祉環境部不適正処理対策室長 黒岩芳則		… 9

行政ニュース	産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度 について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室	… 10
	移動式の木くず又はがれき類の破碎施設の取り扱い について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室	… 13
	岐阜市北部における産業廃棄物不法投棄事案の経緯 と現状	岐阜市環境事業部産業廃棄物特別対策室	… 17

地域振興局だより	環境教育の推進を目指して	岐阜県中濃地域振興局中濃北部事務所環境課	… 24
----------	--------------	----------------------	------

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策	飛騨市長 船坂勝美	… 26
------	-----------------	-----------	------

講 演	産業廃棄物処理業者の将来ビジョン	講師 (株)環境政策研究所 代表取締役CEO 松岡力雄	… 27
協会だより	委員会の開催		… 49
	(社)全国産業廃棄物連合会第21回通常総会の開催		… 49
	(社)全国産業廃棄物連合会会长表彰		… 49
	中部地域協議会の開催		… 50
お知らせ	新規加入会員の紹介		… 51

題 字 …… (社)岐阜県産業環境保全協会 理事長 中本貞実

表紙写真 「夏の乗鞍高原」 …… 日本風景写真協会 岐阜第一支部

理事長就任ごあいさつ



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 中 本 貞 実

このたび、第32回通常総会におきまして、引き続き理事長にご推挙頂き、その大役をお引き受け致すことになりました。

振り返りますと、平成11年6月に、小瀬洋喜・前理事長の後任として理事長職を仰せつかってから3期6年間が経過致しました。この間、会員の皆様をはじめ、関係の皆様のご支援、ご協力を頂きながら、組織強化、教育研修、啓発普及等の諸事業を積極的に推進してまいりました。中でも、組織強化事業につきましては、この6年間で会員総数も347名から485名と大きく成長し、組織の拡大強化を図ることができました。これもひとえに、会員の皆様のご努力並びに処理業界及び排出事業者等の方々のご理解・ご協力の賜であり、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、21世紀は環境の時代と言われておりますが、資源循環型社会への移行のためには、廃棄物処理・リサイクル対策等の推進が必要不可欠かつ喫緊の課題であり、とりわけ、産業廃棄物の適正処理の問題は、ますますその重要性を増しております。

このような状況の中、昨年3月、岐阜市において大規模不法投棄事案が発覚しました。

この悪質な行為をした業者が当協会の会員であったということは、誠に残念であり、改めて会員の皆様に「適正処理に向けた法令遵守と企業倫理の徹底」を強くお願いしたところであります。今後におきましても、適正処理のなお一層の推進にご尽力を賜りますようお願いする次第であります。

また、産業廃棄物処理業者の優良化推進事業ということで、「優良性評価制度」がこの4月から始まりましたが、この制度は、産業廃棄物処理業者の優良化に向けての一つのステップであり、排出事業者が産業廃棄物処理業者を選定するための一つのシステムとされています。当協会としても、今後取り組むべき重要課題と考えますので、会員の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

なお、発足3年目を迎えた青年部会の若い力にも大いに期待しているところであります。

今後も、新役員の皆様とともに協会の運営に当たり、公益法人としての事業目的達成のため、より一層の努力を致す所存でございますので、会員の皆様をはじめ関係各位のご支援・ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

第32回通常総会開催

平成16年度事業報告・収支決算承認

第32回通常総会が去る6月24日(金)岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において多数のご来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。

総会では、中本貞実理事長が次のとおりご挨拶を申し上げました。

理事長挨拶

懇親会を自粛し、経費を県の 環境教育に寄附を

本日、ここに第32回通常総会を開催致しましたところ、来賓各位をはじめ、会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

当協会は、平成元年に設立してから16年、また、平成9年に業界主体の団体として再発足してから8年が、それぞれ経過するわけでありますが、この間、皆様とともに社会の期待に応え、設立目的に向かって活動し、発展、成長してまいりました。

これもひとえに、関係各位のご努力並びに県ご当局をはじめとした関係行政機関のご指導、ご支援の賜であり、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、ご案内のように、昨今の産業廃棄物を取り巻く諸情勢は誠に厳しいものがあり、当協会としても、的確な情報収集と適切な対応がますます求められております。

最近の大きな潮流の第1は、「このほど成立した改正廃棄物処理法の公布・施行」であります。改正の発端となったものが、昨年発覚した岐阜市などの大規模不法投棄事案への



第32回通常総会

対応ということで、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化、無許可営業罪に係る法人重課規定の創設、収集運搬業者・処分業者が廃棄物の処理を他者に委託する際の規制の明確化などが盛り込まれており、一部を除き今年10月1日から施行されることとなっています。

私は、昨年の6月総会でも申し上げましたが、岐阜市で発生した不適正処理事案は、誠に悪質な行為であり、厳しくその責任が問われるべき犯罪であるということ、そして、何よりもこの業者が、当協会の会員であったということは誠に残念であり、改めて会員の皆様に「適正処理に向けた法令遵守と企業倫理の徹底」を強くお願いしたところであります。

このように、不法投棄の根絶に向けての厳しい法制度の整備は時宜を得たものであります

特 集

ですが、それとともに、「適切な産業廃棄物処理施設の整備の必要性」についても、今後、県民の方々に理解を求めていく努力が必要であると考えています。

第2は、本年4月から施行されている「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の問題であります。

この制度は、産業廃棄物処理業者の優良化に向けてのひとつのステップとされており、昨年の中央環境審議会の意見具申にもそのストーリーが出ていますが、それによると、排出事業者が産業廃棄物処理業者を選定するためのひとつのシステムであるとしています。

この提言を受け、国において評価基準が制度化されたわけですが、処理業界として今後取り組むべき重要課題と考えますので、県のご指導を頂きながら、協会としても今後、慎重に研究・検討してまいりたいと考えております。

本日の総会は、平成16年度の事業報告及び収支決算について、ご審議頂き、ご承認をお願いするものでございます。また、本年は、役員の任期が満了いたしますので、定款の定めにより、役員の選出についてお諮りするものであります。

また本日は、長年にわたり、産業廃棄物業界の指導育成のために、当協会の役員としてご尽力頂いたご功績により山口繁様が栄える知事表彰を受賞されます。

また、当協会の設立当初から役員としてご尽力賜り、今期限りで退任されます山村けい様に協会として感謝状を贈り、感謝を申し上げたいと存じます。

お二人には、皆様とともにそのご功績をお讚えし、心からお祝いを申し上げたいと思います。

なお、本来であれば、本日、ご来賓をはじめ、受賞者の方々やご出席の皆様と親しく交流を深める機会として懇親会を設けるところですが、岐阜市の大規模不適正処理事案が会員の中から発生したこと、さらに現在もこの事案の全容が解明されていないことなどを厳粛に受け止め、昨年に引き続き、懇親会を自粛することと致しましたので、ご理解を賜り、改めて適正処理の徹底に向け、会員一丸となって取り組んで頂くようお願い申し上げます。

自粛に伴い不要となる懇親会経費約100万円につきましては、「次代を担う青少年の環境教育に役立てて頂きたい」との目的で、岐阜県知事へ寄付したいと考えておりますので、どうか、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

終わりに、本日、ご多忙の中ご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し心から感謝し、お札を申し上げますとともに、今後とも当協会に対しまして一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶と致します。



議事に入る前に、廃棄物処理関係業務功労者として、当協会理事の中部浄化工業株式会社代表取締役 山口繁様が栄えある岐阜県知事表彰を受賞され、猿渡要司環境局長から伝達されました。また、当協会の理事として多年にわたり会務の執行運営に尽力された、山村碎石株式会社取締役 山村けい様に中本理事長より感謝状が贈呈されました。

続いて来賓祝辞に移り、岐阜県知事（猿渡要司環境局長代読）、岐阜県議会議長（足立勝利厚生環境委員長代読）及び岐阜市長（一野憲彦環境事業部長代読）が祝辞を述べられた後、議事へと進められました。

議事は、株式会社粥川商店代表取締役 粥川長司氏を議長に選出し、第1号議案平成16年度事業報告、第2号議案平成16年度収支決算について慎重に審議し、いずれも原案どおり可決承認されました。

引き続いて第3号議案役員の改選について審議し、退任される理事の山村碎石株式会社取締役 山村けい様、専務理事 吉田徹氏の

後任を除いて役員は原則として再任とし、理事を4名増員することが可決承認されました。直ちに臨時理事会を開催して理事長、副理事長、専務理事の互選を行い、理事長中本貞実氏（再任）、副理事長清水道雄氏（再任）、同後藤利夫氏（再任）及び専務理事種田昌史氏（新任）を選任しました。

総会後の懇親会を自粛し、県へ100万円を寄附

第32回通常総会後の懇親会を自粛し、経費相当額を「次代を担う青少年の環境教育に役立てて頂く」ため、中本理事長、清水副理事長等が6月28日(水)午後0時30分岐阜県庁を訪れ、古田肇知事と面談し、寄付金100万円の目録をお渡ししました。

県においては、寄附の目的に添って活用するとのお話をでした。



寄附の感謝状を岐阜県知事から受けた中本理事長等



特 集

協会の新執行体制

第32回通常総会において、役員の改選が行われ、臨時理事会で理事長、副理事長及び専務理事が互選されました。顧問、役員は、次のとおりです。

役職名	氏名	会員区分	会社名等	備考
顧問	桑田宜典	一	(財)岐阜県県民ふれあい会館 理事長	
理事長	中本貞実	特別	元岐阜県議会議長	
副理事長	清水道雄	正	寿和工業(株) 代表取締役社長	
	後藤利夫	正	岐阜県家庭紙工業組合 理事長	
専務理事	種田昌史	特別	(社)岐阜県産業環境保全協会	新任
理事	浅野義文	賛助	岐阜県メッキ工業組合 代表理事/株喜多村合金製作所 取締役総務部長	新任
	白井清三	正	日本ウエストン(株) 取締役会長	
	粥川長司	正	(株)粥川商店 代表取締役	
	木村虎男	正	(株)木村 代表取締役会長	
	國本吉男	正	(株)國本起業 代表取締役	新任
	栗島那法	賛助	西濃地域産業廃棄物処理推進協議会長/トステム伊吹(株) 取締役工場長	新任
	芝原貴文	賛助	岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会長/川崎重工業株岐阜工場 人事総務部長	新任
	清水利康	正	笠置産業(株) 取締役	
	鈴木孝郎	正	名古屋パルプ(株) 取締役	
	鈴村兼利	正	平成舗道(有) 会長	
	高井信夫	正	タカイ商事(株) 代表取締役	
	高橋淳二	賛助	可茂地域産業廃棄物処理推進協議会長/ソニーイーエムシー(株)美濃加茂テック 人事総務部統括部長	
	竹中靖	正	(株)市川工務店 取締役副社長	
	田中一郎	正	日本環境(株) 代表取締役	
	丁明夫	正	(株)マテリアル東海 代表取締役	新任
	丹羽武	正	(有)丹羽建材 代表取締役	新任
	野々村清	正	(株)野々村商店 代表取締役	
監事	野村清晴	正	フジムラサービス(株) 代表取締役	
	松田康利	賛助	岐阜県環境推進協会 事務局長	新任
	水谷重雄	正	日興土木(株) 代表取締役	
	山口繁	正	中部淨化工業(株) 代表取締役	新任
	大村辰男	正	(株)丸大興業 会長	新任
	佐藤敏一	一	(株)ハイポーン 工場長	

理事会員構成 計 25名 (内 訳 正会員 18名、賛助会員 5名、特別会員 2名)

知事表彰

平成17年度廃棄物処理関係業務功労者に対する知事表彰が第32回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方です。(敬称略)

- ・山口 繁 岐阜市
中部浄化工業株式会社 代表取締役
(当協会理事・広報編集委員)



理事長感謝状

第32回通常総会の席で多年にわたり当協会の運営にご尽力いただいた次の方に理事長より感謝状が贈呈されました。

- ・山村 けい 大野町
山村碎石株式会社 取締役
(当協会前理事・前広報編集委員長)

第1回理事会開催

平成17年度第1回理事会が平成17年5月17日(火)午後1時15分から岐阜市内の「岐阜県県

民ふれあい会館」において開催されました。



この理事会においては、次の議案が審議され、いづれの議案も全員一致で原案のとおり可決承認されました。

- 第1号議案 平成16年度事業報告について
- 第2号議案 平成16年度収支決算について
- 第3号議案 第32回通常総会の開催について

なお、第3号議案について、議長である中本理事長から、「総会に要する経費を環境教育資金として岐阜県へ寄附する」ことについて提案があり、全員一致の賛成を得ました。

また、この後協議事項に移り、「役員の改選」について、理事長から任期満了による役員改選方針について、「退任される理事の山村けい様、専務理事の吉田徹氏を除き、役員は原則再任とし、会員数が設立時の3倍を超える現状から理事を4名増員し、25名としたい」旨の説明があり、全員の賛成を得ました。

第2回理事会開催

平成17年度第2回理事会が6月24日(金)午後4時45分から岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において開催されました。

この理事会において、委員会の委員任期が満了するため、委員会の委員構成について提案し、また、新規加入会員の承認についての審議が行われ、いづれも原案のとおり全員一致で可決承認されました。

特集

委員会委員名簿

	氏 名 (50音順)	会 社 名 等
総務委員会 9名	大村辰男	正会員・監事・株丸大興業 会長
	國本吉男	正会員・理事・株國本起業 代表取締役
	熊崎守男	正会員・東海公営事業(株) 代表取締役
	栗島那法	賛助会員・理事・西濃地域産業廃棄物処理推進協議会長・トステム伊吹(株) 取締役工場長
	清水道雄	正会員・副理事長・寿和工業(株) 代表取締役社長
	杉山禎男	賛助会員・恵那地域産業廃棄物処理推進協議会長・本多金属工業株恵那工場 取締役恵那工場長
	鈴木孝郎	正会員・理事・名古屋パルプ(株) 取締役
	鈴村兼利	正会員・理事・平成舗道(有) 会長
	高井信夫	正会員・理事・タカイ商事(株) 代表取締役
研修指導委員会 8名	白井清三	正会員・理事・日本ウエストン(株) 取締役会長
	小塚貞彦	正会員・小塚メタル(株) 代表取締役
	後藤利夫	正会員・副理事長・岐阜県家庭紙工業組合理事長・(株)後藤鉄工所 代表取締役
	高橋淳二	賛助会員・理事・可茂地域産業廃棄物処理推進協議会長・ソニーイーエムシーエス株美濃加茂テック 人事総務部統括部長
	丹羽武	正会員・理事・(有)丹羽建材 代表取締役
	林久仁	正会員・(株)美濃環境保全社 代表取締役
	水谷重雄	正会員・理事・日興土木(株) 代表取締役
	若山三代子	正会員・(有)池田環境保全センター 代表取締役
広報編集委員会 8名	大野安一	正会員・山村碎石(株) 取締役
	加藤宏	正会員・青協建設(株) 代表取締役会長
	川合清和	正会員・(株)カワイ工業 代表取締役会長
	中尾勝	正会員・伊勢湾防災(株) 常務執行役員
	野々村清	正会員・理事・(株)野々村商店 代表取締役
	野村清晴	正会員・理事・フジムラサービス(株) 代表取締役
	松田康利	賛助会員・理事・岐阜県環境推進協会 事務局長
	山口繁	正会員・理事・中部淨化工業(株) 代表取締役
適正処理委員会 9名	浅野義文	賛助会員・理事・岐阜県メッキ工業組合 代表理事・株喜多村合金製作所 取締役総務部長
	石田信正	正会員・岐阜代用燃料(株) 代表取締役
	粥川長司	正会員・理事・(株)粥川商店 代表取締役
	木村虎男	正会員・理事・(株)木村 代表取締役会長
	佐藤敏一	監事・(株)ハイボーン 工場長
	芝原貴文	賛助会員・理事・岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会長・川崎重工業(株)岐阜工場 人事総務部長
	竹中靖	正会員・理事・(株)市川工務店 取締役副社長
	田中一郎	正会員・理事・日本環境(株) 代表取締役
	丁明夫	正会員・理事・(株)マテリアル東海 代表取締役

春の定期人事異動

岐阜県健康福祉環境部不適正対策室長に黒岩芳則氏が着任されました。



就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部不適正処理対策室長
黒 岩 芳 則

本年3月25日の岐阜県警察本部職員の人事異動により、岐阜県警察本部生活安全部課長で知事部局に派遣となり、健康福祉環境部不適正処理対策室長を拝命いたしました黒岩でございます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、平素より本県の産業廃棄物行政に格別のご理解とご協力を賜り、本紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。

当室は、県下各地で発生する産業廃棄物の不適正事案の適正な処理と不適正処理の未然防止に迅速かつ適正に対応する目的で、それまで廃棄物対策課の課内室から独立した所属として発足しました。発足から2年が経過し、この間、各圏域における地域振興局及び関係機関と相互に連携して各種法令を多角的に適用して不適正処理行為者に対して厳正に対処するとともに、市町村や地域住民等との通報・連絡体制等を確立して不適正処理事案早期発見のための監視活動を強化しているところであります。

しかし、現状は廃棄物処理法の改正強化等にもかかわらず、悪質な排出業者や処理業者が、「有価物性」を主張したり「廃棄物性」を認めないと手口は益々巧妙化しているとともに、産業廃棄物の不適正処理が暴力団の有力な資金源となっている状況が垣間見えるなど予断を許さない状況にあります。警察機関等との一層の連携強化による早期の段階での事案の把握、原状回復への強力な行政措置が求められていると認識しております。

今後は、不適正処理対策室が中心となり、県警察本部とも連携を密にし、不適正処理を行ったり、関与した排出事業者や処理業者に対する行政処分や告発等も積極的に行い、県土の生活環境の保全に資するよう最大限努力していく所存でございます。

こうした中で、排出事業者、処理業者の皆様により構成されます貴協会には、行政とのパイプ役として、同業者の方々の模範として、また地域住民に対する情報提供者として一層のご尽力を期待しているところです。

今後とも、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

1 はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成17年環境省令第7号）が平成17年3月28日に公布、平成17年4月1日から施行され、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」（以下、「評価制度」という。）が創設されました。

本制度は、法令上、都道府県に導入が義務づけられているものではありませんが、国は、産業廃棄物処理業者の優良化を全国的に推進する観点から、都道府県に対し本制度の積極的な導入を働きかけています。評価制度の実施に当たっては産業廃棄物処理業者各位の理解と参加が不可欠と考えられますが、本稿が今後の産業廃棄物処理業者各位の取組みのご参考となれば幸いです。

2 評価制度の趣旨

中央環境審議会による平成16年1月28日付け意見具申「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」において、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準（以下「評価基準」という。）を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対しては、優遇措置を講ずることが提言されました。

評価制度は、この提言を受け創設されたものであり、具体的には、産業廃棄物処理業者の申請に基づき、「遵法性」「情報公開」「環境保全の取組み」の観点から設定した評価基準に適合する産業廃棄物処理業者に対し、都道府県知事等の判断により産業廃棄物処理業の許可の更新・変更の際に提出する申請書類の一部を省略させることができる仕組みです。

3 評価制度の概要

（1）評価基準

都道府県知事等は、申請者が次の①～③に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、申請書類の一部を省略させることができます。

①遵法性

廃棄物処理法、浄化槽法等に基づく不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当せず、申請の際直前の5年以上にわたり当該許可申請の区分（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4区分）と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。

②情報公開

申請の際直前5年以上にわたり、次に掲げるすべての項目をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

- (ア) 会社情報、(イ) 許可の内容、(ウ) 施設及び処理の状況、(エ) 財務諸表、(オ) 料金の提示方法、(カ) 組織体制、(キ) 地域融和

③環境保全の取組み

事業活動に係る環境配慮の取組みが、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度（ISO14001規格、エコアクション21ガイドライン等）により認められていること。

(2) 省略することができる申請書類**①産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者**

- (ア) 事業計画の概要を記載した書類
- (イ) 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- (ウ) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (エ) 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

②産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者

- (ア) 事業計画の概要を記載した書類
- (イ) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- (ウ) 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- (エ) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (オ) 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

(3) 経過措置**①「(1)評価基準」の「②情報公開」期間の短縮措置**

基準適合に必要な情報公開の期間は「5年間」とされているところ、できるだけ早期の情報公開を促進するため、施行1年後までに情報公開を始めた者については、下表のとおり当該期間を短縮する経過措置が設けられました。

許可の申請がされた日	基準適合に要する情報公開の期間
平成17年4月1日から平成18年9月30日の間	6ヶ月
平成18年10月1日から	平成18年4月1日から
平成23年3月31日の間	許可の申請がされた日までの間
平成23年4月1日以降	5年

具体的には、経過措置の対象者に必要とされる情報公開の期間の長さとしては、6ヶ月を最低とし、施行1年後までに開始した情報公開を許可の申請時点まで継続することが要件とされました。このため、施行1年6ヶ月後以降（平成18年10月1日から）は、申請を行う日が経過すればするほど6ヶ月の期間が経過日分だけ延びていくこととなります。施行1年後以降に情報公開を開始した者は原則どおり申請時点で5年間の情報公開期間が必要とされるため、平成23年4月1日以降は経過措置がなくなることとなります。

② 「(1)評価基準」の「③環境保全」の取組み要件の適用猶予

本要件については、現在のところ、中小・零細企業が過重な負担なく取得できる環境マネジメントシステムの認証制度が十分普及しているとはいえない状態にあるとして、その適用は、平成18年10月1日から、とされました。

4 評価制度全般にわたっての留意事項

以上、評価制度の趣旨及び概要について概説しましたが、本制度については特に次の事項に留意する必要があります。

- (1) 評価基準は、すべての産業廃棄物処理業者が満たすべき義務的なものではなく、産業廃棄物処理業者の取組みに目標を与え、優良な産業廃棄物処理業者へと誘導するためのものとして設定されたものであることから、基準適合性の審査の申請を行うか否かは任意であり、本基準に適合しているか否かが産業廃棄物処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではありません。
- (2) 評価制度は、産業廃棄物処理業者が不法投棄や不適正処理を行わないことを都道府県が保証するものではありません。したがって、評価基準に適合することが確認された産業廃棄物処理業者を選択することのみで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、本制度を活用しつつ、自らの判断で適切な産業廃棄物処理業者の選定を行う必要があります。
- (3) 国は、都道府県に対し、排出事業者に対して評価基準適合業者が公開している情報の活用を促す観点から、評価基準に適合することが確認された産業廃棄物処理業者の名称・確認年月日・許可番号・公開情報が閲覧できるホームページのアドレス等を広く一般に公表するなど、情報の積極的な普及に努めています。

5 問い合わせ先

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室
廃棄物総合対策グループ（三輪、土屋）
電話 058（272）1111
内線 2712

廃対第180号の2
平成17年6月27日

社団法人岐阜県産業環境保全協会 理事長 様

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室長

移動式の木くず又はがれき類の破碎施設の取り扱いについて

日頃は、岐阜県の産業廃棄物行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成12年11月の廃棄物処理法施行令（以下「政令」という。）の改正により、平成13年2月1日から1日あたりの処理能力が5トンを超える木くず又はがれき類の破碎施設が政令第7条の産業廃棄物処理施設に追加されましたが、本県においては、これら施設のうち、移動式施設の新規設置を認めておりませんでした。

しかしながら、産業廃棄物のリサイクルの推進のため、生活環境保全措置が十分図られることを条件として新規設置を認めることとし、本年7月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご承知いただくとともに、貴会員に対する周知についてよろしくお願いします。

記

1 設置を認める移動式の施設

1日あたりの処理能力が5トンを超える木くず又はがれき類の破碎施設
(政令第7条第8号の2)

2 設置（使用）を認める場所

岐阜市を除く県内の建設工事現場内

（破碎施設を設置する事業者の事業場内では、従前のとおり定置式施設として取り扱う。）

3 設置（使用）に係る手続きにおいて留意する事項

- (1) 施設設置にあたっては、岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する指導要綱による事前協議を行うことになるが、建設工事現場内に限って使用する場合は、同意要件を除外する。
- (2) 事前協議書に添付する事業計画の概要の中で、移動式破碎施設として使用する旨記載すること。
- (3) 維持管理の計画において、騒音、振動の維持管理数値を遵守するために建設工事現場の境界から確保しなければならない距離を明示すること。
- (4) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の「産業廃棄物処理施設の設置の場所」の欄には、「建設工事現場内」と記載すること。
- (5) 廃棄物処理法第15条第3項の生活環境影響調査は、典型的な又は最も生活環境に影響を与える建設工事現場を想定して調査を行うこと。また、破碎施設からの距離と騒音レベル、振動レベルの関係を平面図等で示すこと。
- (6) 建設工事現場内で破碎施設を使用する場合は、あらかじめ使用場所、使用期間、環境保全措置等について建設工事現場を管轄する地域振興局又は事務所に届け出ること。
- (7) 使用終了後10日以内に、騒音及び振動の測定結果、苦情の有無等を管轄する地域振興局又は事務所に報告すること。

4 生活環境保全措置

- (1) 建設工事現場内で使用する場合は、騒音規制法、振動規制法又は岐阜県公害防止条例に定める特定建設作業に係る規制基準に適合する措置を講ずること。なお、特定建設作業に係る規制基準に適合する場合であっても、周辺への影響を低減させるため、特定施設設置に係る規制基準に適合するように努め、破碎施設の設置場所は、可能な限り周辺への環境負荷が少ない場所を選定すること。
- (2) 破碎施設を設置する事業者の事業場内で使用する場合は、騒音規制法、振動規制法又は岐阜県公害防止条例に定める特定工場等に係る規制基準に適合する措置を講ずること。
- (3) 建設工事現場ごとに、使用期間中1回以上敷地境界での騒音及び振動の測定を行うこと。
- (4) 建設工事現場ごとに、騒音、振動及び粉塵等の防止に係る作業マニュアルを作成し、従事者に周知すること。

移動式破碎施設使用届出書

平成 年 月 日

地域振興局長 様

届出者

処分業許可番号

廃棄物処理法施行令第7条第8号の2に該当する破碎施設を建設工事現場内で使用しますので、次のとおり届け出ます。

破碎施設の許可(届出)年月日及び型式・製造番号								
建設工事現場の場所								
工事の名称								
使用予定期間	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで
産業廃棄物の種類及び処理予定量	トン							
建設工事現場内での使用位置	別添のとおり							
敷地境界での騒音の予測値	デシベル							
敷地境界での振動の予測値	デシベル							
粉塵防止措置								
中間処理した破碎物の処理(利用)方法								
その他参考事項								

- 備考 1 使用場所の付近の見取図を添付すること。
2 建設工事現場内での使用位置を示す図面を添付すること。
3 敷地境界で騒音、振動の維持管理基準を遵守することができる書類(計算書、測定データ)を添付すること。
4 使用終了後10日以内に、「移動式破碎施設使用報告書」を提出すること。

移動式破碎施設使用報告書

平成 年 月 日

地域振興局長 様

届出者

処分業許可番号

廃棄物処理法施行令第7条第8号の2に該当する破碎施設を建設工事現場内で使用しましたので、次のとおり報告します。

建設工事現場の場所	
工事の名称	
使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
騒音測定の日時	平成 年 月 日 時
敷地境界での騒音測定結果	デシベル
振動測定の日時	平成 年 月 日 時
敷地境界での振動測定結果	デシベル
測定位置	別添配置図のとおり
苦情発生の有無	無 • 有
発生年月日、内容及び対応 (苦情があった場合)	
その他参考事項	

備考 騒音、振動の測定位置と破碎施設の設置場所を示す図面を添付すること。

移動式の木くず又はがれき類の破碎施設の取り扱いについて

岐 阜 県

1日あたりの処理能力が5トンを超える移動式の木くず又はがれき類の破碎施設を処分業のために設置する場合、岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する指導要綱による事前協議、産業廃棄物処理法による産業廃棄物処理施設設置許可申請が必要となります、申請等にあたっては、次の事項について留意してください。

1 設置（使用）を認める場所

岐阜市を除く県内の建設工事現場内

（破碎施設を設置する事業者の事業場内では、従前のとおり定置式施設として取り扱う。）

2 設置（使用）に係る手続きにおいて留意する事項

- (1) 施設設置にあたっては、岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する指導要綱による事前協議を行うことになるが、建設工事現場内に限って使用する場合は、同意要件を除外する。
- (2) 事前協議書に添付する事業計画の概要の中で、移動式破碎施設として使用する旨記載すること。
- (3) 維持管理の計画において、騒音、振動の維持管理数値を遵守するために建設工事現場の境界から確保しなければならない距離を明示すること。
- (4) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の「産業廃棄物処理施設の設置の場所」の欄には、「建設工事現場内」と記載すること。
- (5) 廃棄物処理法第15条第3項の生活環境影響調査は、典型的な又は最も生活環境に影響を与える建設工事現場を想定して調査を行うこと。なお、破碎施設を設置する事業者の事業場においても破碎施設を使用する場合は、当該事業場において調査を実施すること。
また、破碎施設からの距離と騒音レベル、振動レベルの関係を平面図等で示すこと。
- (6) 破碎施設からの距離と騒音レベル、振動レベルの関係を示す平面図等とは次のとおり。
 - 破碎施設から騒音レベルが50、60、65、70及び85デシベルとなる距離を図示した平面図又は前後左右の各騒音レベルに係る距離を明らかにした書類等
 - 破碎施設から振動レベルが60、65及び75デシベルとなる距離を図示した平面図又は前後左右の各振動レベルに係る距離を明らかにした書類等
- (7) 建設工事現場内で破碎施設を使用する場合は、あらかじめ使用場所、使用期間、環境保全措置等について建設工事現場を管轄する地域振興局又は事務所に届け出ること。
- (8) 使用終了後10日以内に、騒音及び振動の測定結果、苦情の有無等を管轄する地域振興局又は事務所に報告すること。
- (9) 既に定置式施設として許可を受けている破碎施設を移動式施設として使用する場合は、変更許可を受けること。ただし、事前協議は不要とする。

3 生活環境保全措置

- (1) 建設工事現場内で使用する場合は、騒音規制法、振動規制法又は岐阜県公害防止条例に定める特定建設作業に係る規制基準に適合する措置を講ずること。なお、特定建設作業に係る規制基準に適合する場合であっても、周辺への影響を低減させるため、特定施設設置に係る規制基準に適合するように努め、破碎施設の設置場所は、可能な限り周辺への環境負荷が少ない場所を選定すること。
- (2) 破碎施設を設置する事業者の事業場内で使用する場合は、騒音規制法、振動規制法又は岐阜県公害防止条例に定める特定工場等に係る規制基準に適合する措置を講ずること。
- (3) 建設工事現場ごとに、使用期間中1回以上敷地境界での騒音及び振動の測定を行うこと。
- (4) 建設工事現場ごとに、騒音、振動及び粉塵等の防止に係る作業マニュアルを作成し、従事者に周知すること。

（H17.6.27）

岐阜市北部における 産業廃棄物不法投棄事案の経緯と現状

岐阜市環境事業部産業廃棄物特別対策室

岐阜市は日本のほぼ中心に位置する岐阜県の南部に位置し、濃尾平野の北端、清流長良川の緩扇状地帯にある面積195.12km²、人口約41万人の県庁所在地です。昭和23年8月に保健所を開設以来、保健所設置市として衛生行政に取り組んできました。

また、昭和45年、清掃法（昭和29年制定）が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に全面改正されてからは、保健所設置市として産業廃棄物行政も担当してきました。

1 事案の経過及び許可内容

(1) これまでの経過

（株）善商は、廃棄物処理法第14条の規定に基づき、昭和62年7月6日に市長の許可を受け業を行ってきました。しかし、平成16年3月10日、廃棄物を不法投棄したとして警察の強制捜査を受けました。

それは同社の敷地を含め、沢に不法に捨てた産業廃棄物に土をかぶせて整地をするという行為を繰り返し、警察発表ではその量が52万m³にもなるというものでした。

市は、許可からこれまでの間、廃棄物処理法や大気汚染防止法など各法に基づく立入検査を実施して、許可・届出施設の確認や焼却炉のばい煙測定及び焼却灰のダイオキシン類測定を実施してきました。そして、野外焼却や保管状況等の問題点について厳重な注意や勧告を行い、適宜、改善計画書や報告書の提出も求めて、是正に努めてきました。また住民からの苦情を受け、善商からの排水が流れ込む、砂防指定がされた準用河川である「原川」の水質検査も実施して、周辺環境への影

響も確認をしてきました。

3月19日には、細江茂光市長を本部長とする対策本部を設置し「迅速」、「情報公開」及び「行政と市民との協働」をキーワードとして処理に当たることとしました。市民の安全・安心確保を最優先に考え、3月24日には緊急環境調査に着手すると同時に、北市民健康センターに住民健康相談窓口も開設しました。

さらに4月1日には、事実関係の調査を行うため「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会（委員長：小野崎弘樹助役）」を設置しました。委員会では事実の掘り起こしを行い、5月10日に市行政の対応における問題点を、次の6点にまとめました。

- ① 産業廃棄物行政の甘さ
- ② 市民の情報提供に対する的確な対応不足
- ③ 職員の認識不足
- ④ 関係部局間の連携不足
- ⑤ 県行政（森林法及び廃棄物処理法）との連携不足
- ⑥ 警察との連携不足

その後、第三者で構成する「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会」と「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会」（いずれも後述）を速やかに設置して、迅速な対応を図っています。これら委員会は透明性の確保から、原則、公開で開催されています。

緊急環境調査を終え、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会で検討された調査案に基づき、不法投棄現場及びその周辺において17年3月末までの予定で、詳細な調査を実施しました。現在は、委員の指摘による追加調査とモニタリング調査を実施しています。

行政ニュース

不法投棄現場での調査は、廃棄物の処理方法を検討するため、30m間隔でのボーリングなどによって廃棄物の性状や量などを精確に把握することを目的としています。周辺での環境調査は、引き続き生活圏域での環境汚染を把握するために実施しています。新たに善商の敷地に隣接して3か所の地下水の観測井戸を設けています。10月中には、米のカドミウムと鉛の検査も行いました。カドミウムは食品衛生法の基準を、また鉛はWHO（国際保健機関）のコーデックス委員会の基準を満していました。

司法の動きとしては関係者の逮捕があります。強制捜査からおよそ7か月後の10月18日、廃棄物処理法違反の疑いで善商社長ら3人と三重県の収集運搬業関係者4人、計7人が逮捕されました。また11月8日には愛知県の中間処理業者の役員1人が、さらに、11月30日には奈良県の収集運搬業関係者1人が逮捕されました。

善商の実質的経営者と目される者や収集運搬業者が逮捕起訴されたことは、市として責任追及をしていく上でも重要なことです。

2月14日には4法人と7人の被告に対する初公判が開かれました。また、3月28日には第2回公判が開かれました。第3回公判は4月18日には善商関係者以外の被告に対して、また5月9日には善商関係の被告に対して開かれました。

3月3日には善商に産廃の処理を委託した県外の中間処理業者25社が書類送検されました。続いて3月30日には県内の中間処理業等13社が書類送検され、県外の1社が起訴猶予処分となりました。

(2) (株)善商の許可内容

- ア 産業廃棄物処分業 中間処理 ①焼却：
3品目（紙くず、木くず、繊維くず）②破碎：1品目（がれき類）
- イ 産業廃棄物収集運搬業 取り扱う産業廃棄物の種類：8品目（汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属く

ず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）

2 不法投棄の現状把握

緊急に調査した結果、外部から持ち込まれた廃棄物は主として建設系混合廃棄物で、その量は警察発表より多い、およそ56万7千m³と推計しました。これは地形図をコンピュータによった立体化して算出したものです。

なお、不法投棄された廃棄物の種類、性状、量、存在範囲等を明確化する詳細調査費についても、検討委員会での検討後速やかに実施できるよう6月議会で補正予算の議決を得ました。

3月30日	調査を開始
4月8日	埋設廃棄物の最上部に積まれた分の調査結果判明（建設系混合廃棄物約14,300m ³ ・木くず約2,100m ³ ）
4月19日	1本のサンプルボーリング（深さ55.2m）調査による埋設廃棄物の性状等の結果判明
5月10日	持ち込まれた推定廃棄物量判明
5月19日	不法投棄現場の崩落予兆把握のための斜面モニタリング調査開始
9月21日	周辺環境詳細調査開始
10月4日	場内詳細調査開始
1月21日	詳細調査の実施状況を公表
3月28日	詳細調査により廃棄物量は約75万3千m ³ であったことが判明
4月22日	詳細調査結果の概要を公表

3 緊急環境調査の実施

不法投棄された廃棄物による環境への影響を把握するため緊急に実施した調査では、周辺及び場内いずれにおいても、ダイオキシン類をはじめ環境汚染を疑うような結果は見られませんでした。しかし、ボーリング孔内では高濃度の硫化水素とメタンの存在が判明しました。廃材中の石膏ボードが硫黄の供給源となって、木くずなどの有機物の存在下で嫌気性菌の作用で硫化水素が発生することが一般に知られています。

これらの調査結果は、判明の都度、報道関係への公表と同時に近隣の4自治会(岩野田、岩野田北、常磐、方県)に回覧するなど、積極的に情報を公開してきました。

また局地的な豪雨のため、擁壁の一部が崩壊してコンクリートが原川に落ちる事故がありましたが、善商に復旧作業を行わせ、河川水の水質検査を行って安全の確認をしました。

(1) 周辺環境調査

- 3月24日 地下水、河川水、排水、大気環境
土壌、悪臭の調査開始
- 4月12日 第一次調査結果判明、これ以後、
調査結果判明の都度公表
- 6月22日 雨期における原川水質、善商排水
の調査実施
- 6月28日 拥壁崩壊に伴う原川水質検査を実
施
- 8月11日 全ての周辺環境調査結果が判明

(2) 場内環境調査

- 4月6日 調整池、pH処理槽の水質・堆積
物について調査開始
- 4月14日 地下水調査ボーリング開始
- 5月8日 大気環境・悪臭の調査開始
- 5月18日 調整池・pH処理槽の水質及び堆
積物について調査結果が判明
- 6月24日 埋設廃棄物の溶出試験結果等全
ての調査結果が判明

4 住民への説明会等

積極的な情報公開によって行政の透明性を確保し、市民の不安の除去に努めています。

6月25日には対策本部内に「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に関する情報公開検討委員会(委員長:小野崎弘樹助役)」を設置して、8月2日までに不法投棄事案に係る公開基準を整備しました。

(1) 地元説明会の開催

事案発覚後間もない3月下旬に、現場近隣の4地区で第1回の地元説明会を開催し、4日間で約550人の参加がありました。

5月下旬にはボーリングコア(掘削によっ

て得られた柱状のサンプル)や各種調査結果情報の展示と対応の進捗状況の説明をする2度目の地元説明会を開催しました。既に公表した調査結果に環境汚染を疑うデータのないこともあってか、参加した市民は4地区4日間で150人でした。

9月30日には、不法投棄現場に近い畜産センター内にある少年の家で、完了した緊急環境調査の結果及び今後の詳細調査に関するパネルの展示と3度目の地元説明会を開催しました。これまで自治会を通じて調査結果などの回覧をしてきたこと也有って、参加者は30人にとどまりました。

(2) 全市民を対象とした不法投棄情報展示会

6月1から4日まで市役所1階市民ホールで5月下旬に地元で行ったものと同様の展示会を開催し、682人の来場がありました。

さらに、9月24・25日には長良川国際会議場で開催する「岐阜まるごと環境フェア2004」においても、これまでに得られた事案に関する情報をパネルにして紹介しました。当日には、環境市民団体主催による意見交換会も開催されています。

(3) その他の広報・情報提供

広報紙「広報ぎふ(月2回発行)」の4月15日号から産業廃棄物不法投棄事案の情報を掲載(6月15日号は特集)、また4月26日からは専用サイトを市のホームページに開設しました。

さらに、市役所の市政情報コーナーや各コミュニティセンター、地元校区公民館に閲覧用資料を配備するほか、市政記者クラブでの記者発表も積極的に行っています。

なお8月16日からは、産業廃棄物にかかる行政の透明性の観点などから、産業廃棄物にかかる行政処分のみならず、行政指導のうちでも文書勧告を行った事案については、環境指導室のホームページに掲載を行っています。

5 不法投棄の行為者に対する責任追及

市は善商に対し、5月28日、埋設された廃

棄物の最上部に堆積する約14,300m³の廃棄物を7月31日まで分別、10月31日までに場内から撤去をするようにという措置命令を発出し、その履行に向けて指導、助言を行ってきました。しかし分別・撤去が進んでいないため、善商からの期限延長願いを受けて検討した結果、期限の延長を認めることとしました。

なお、市の指導等の効果があつて、木くずをチップ化したもの一部は、住友大阪セメント(株)岐阜工場で燃料として利用されることとなり、その搬出が11月16日から始まりました。

この間、調査費用を含め要した経費について、原因者負担の原則から民法の事務管理に基づく求償の手続きも進めています。

(1) 行政指導・行政処分

- 3月22日 業の自粛要請及び廃棄物処理法第18条に基づく埋立量報告の要求
3月29日 埋立分及び上部の廃棄物撤去要請
4月2日 「許可取消し」の不利益処分に対する聴聞の開催を通知
4月5日 廃棄物処理法第18条に基づき帳簿等の提出要求
4月5日 埋立上部に堆積された廃棄物の飛散防止要請
4月9日 廃棄物処理法第18条に基づき関係書類等の提出要求
4月19日 聽聞の実施
4月23日 業の取消処分
4月27日 施設設置許可の取消処分・業の更新申請不許可処分
5月28日 埋立上部に堆積された建設系混合廃棄物について、飛散及び火災の発生等生活環境保全上の支障の生ずるおそれがあることから、措置命令を発出(7月31日までに分別、10月31日までに搬出)
6月9日 措置命令に係る処理計画書の提出要求
7月30日 善商からの分別期限延長願を受け、9月18日まで延長

- 9月21日 9月17日付けで善商から提出された分別期限を延長申請(10月18日まで)に対し、撤去期限と近接していることから措置命令に係る処理計画に係る報告の提出要求
10月29日 措置命令の履行期限を12月28日まで延長
11月16日 チップ化した木くずの一部の搬出を開始
12月27日 措置命令の履行期限を平成17年3月31日まで延長
3月31日 措置命令の履行期限を平成17年5月31日まで延長
4月27日 埋立最上部の廃棄物層内の発熱防止のための措置(整形・覆土)を要請
5月15日 整形作業終了・覆土作業順次実施
(2) 費用の請求等
5月11日 埋立てた産業廃棄物の崩落防止策を講ずることを要請、またその危険性を把握するため市が緊急に実施するモニタリング調査費用について負担するよう通知
不法投棄に係る環境調査は本来善商が実施すべきものとの判断から、市が支払った費用を請求する旨を通知
7月7日 次に掲げる緊急環境調査費用額(金額の一部については契約変更中であること)を通知
① 不法投棄現場汚染状況等調査(廃棄物及び場内環境調査)
② 不法投棄現場周辺環境調査
③ 不法投棄現場斜面モニタリング調査
8月23日 7月7日に通知した金額の確定額を通知(いずれも消費税額を含む)
① 不法投棄現場汚染状況等調査 37,674,000円
② 不法投棄現場周辺環境調査 17,587,962円

	③ 不法投棄現場斜面モニタリング調査	3,045,000円
9月28日	支払いをした①の費用を請求	
10月5日	民事保全法に基づく仮差押えを実施	
	預金	
	不動産：事務所建物	
	動産：ゲート、タイヤ洗浄施設、重機など	
11月12日	支払いをした②の費用を請求	
12月27日	善商が①の費用の一部として100万円を支払う。支払期限を1月31日に延長	
1月12日	不法投棄現場斜面モニタリング調査の継続に伴う③の費用の変更額を通知	5,092,500円
2月9日	預金の一部について仮差押えを取り下げ	
2月14日	善商が①の費用の一部として13万円を支払う。(合計113万円) 支払期限を3月31日に延長	
3月31日	善商が①の費用の一部として25万円を支払う。(合計138万円) 支払期限を5月31日に延長	
4月19日	不法投棄現場斜面モニタリング調査の継続に伴う③の費用の変更額を通知	5,334,000円

6 排出事業者らに対する責任追及

生活環境保全上の支障の除去を確実に行うため、不法投棄行為者である善商はもとより排出事業者や収集運搬業者の責任追及も進めています。

6月30日には中間報告として、環境省や関係県市等の協力によって得られた処理実績報告書等から、排出事業者310件、収集運搬業者99件を特定したことを公表しました。

さらには不法投棄現場にある氏名等の入った帳票類も責任追及のための貴重な手掛かりです。これまで産業廃棄物特別対策室職員だけで実施していたこれら帳票類収集作業を、

特に7月中の9日間は他部局の職員延べ36人の応援も得て全庁的に行いました。

その後、これら実績報告書の関係業者やこの間善商から徴した帳簿等により、審査対象業者を合計1,458社として報告を徴収したところ平成16年12月末日現在で550社から搬入実績があったとの報告を得ました。現在は、これら業者から求めた報告書やマニフェストを細かく点検しながら、廃棄物処理法における違反事項の分析等詳細な審査を行っています。今後立入検査等による事情聴取も予定しています。

責任追及とは別に、排出事業者等から廃棄物の自主撤去の申出があり、市ではこれを認めていく方針としました。このため、提出された処理計画書等を審査したうえで、12月27日から建設系混合廃棄物等の自主撤去が始まりました。6月4日現在では、県外31社県内21社計52社から自主撤去の申し出があり、このうちの33社により計21,486m³の廃棄物が撤去されました。

しかし、自主撤去を行っている区域付近の廃棄物層内の発熱が確認されたため、4月27日に最上部での自主撤去を一時中断し、廃棄物層への空気を遮断するため、整形し覆土をしました。ボーリング孔口での温度測定等状況を確認しながら順次作業を進めています。

7 産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会

再発防止に向けた組織の対応力を強化を図るため、弁護士、学識経験者5人の委員による岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会(委員長：由良久 弁護士)を設置しました。

委員会では調査対象期間を、コンクリート廃材処理プラント建設目的の開発許可をした昭和62年3月14日から強制捜査の平成16年3月10日までとしました。既に述べた産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会の報告を受け、5月20日から11月25日までに13回にわ

たって市の行政対応の実態調査と事実関係の検証が行われました。

書面による関係職員等（退職者を含む職員98人、苦情申立者2人、地元自治会4人計104人）の聴き取り、退職者を含む職員らから個別のヒアリングも実施されました。

11月26日には市長あて報告書が答申され、過去における市の指導監督の権限行使に落ち度があったとされました。報告書では、平成10年までの対応は望ましいことではないが、裁量権の範囲内（不当）である、また平成11年の許可更新時の対応とそれ以降の対応については「違法である可能性が高い」と判断される厳しいものでした。このような対応の原因として次の8項目があげられています。

- 1 担当者、上司につき公務員としての高い使命感の欠如
- 2 法的対応に対する知識・経験が不足
- 3 産廃行政所管部における情報の非共有
- 4 資料の保管がほとんどであること
- 5 産業廃棄物行政の軽視
- 6 廃棄物行政の非公開性
- 7 他部局との連携不足、他機関との連携の不足
- 8 不当な圧力等の有無について

また、再発防止に関する提案として

- 1 岐阜市としての体制の確立
- 2 正確な情報を共有し、詳細な報告書を作成すること。この情報を保存し、共有できることにする。
- 3 立入検査等の公開
- 4 他部局、他機関との有効な連携を行うこと
- 5 同業他社に対する検査

があげられています。

市では、この報告に基づいて厳正に対処し、市民の信頼を回復と再発防止に向け、全庁あげて取り組んでいきます。

11月30日には対策本部会議を開催し、対応策を検討しました。まず、産廃行政に取り組む体制の確立のため、検証委員会からの報告

内容を全職員に発信し、研修等を通じて、公務員としての使命感の再確認と意識高揚を図り、指導・監視体制の強化の観点から適正な人員配置に努めます。次に、情報収集と情報の保存・共有のため、各業務関連帳票類を電子媒体で保存し情報の共有化を図る等文書管理システムを見直します。更には、他部局・他機関との情報の共有化により連携の強化に努めます。

こうした対応策案をまとめたアクションプランを2月3日に発表しました。このアクションプランに基づき、2月18日に産業廃棄物特別対策室では、産業廃棄物処理振興財団から講師を招いて「廃棄物処理法に基づく立入検査の技術力向上」をテーマに職員研修を行いました。

また、12月2日には市長は事態の重大さと責任の重さを痛感しているとして市三役の減給をすることを発表しました。さらに、職員の処分については懲戒等審査委員会を12月から開催。3月29日に戒告2名、訓告18名の処分を発表し、指導監督する立場にあったものとしての責任を明確化しています。

8 産業廃棄物不法投棄対策検討委員会

不法投棄の状況や環境影響、周辺等への支障除去対策や現地の再生ビジョンを検討するため、学識経験者や市民代表者からなる委員17人、オブザーバー2人で構成した岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会（委員長吉田良生（朝日大学教授））を設置しました。委員会には、技術部会（部会長：藤繩克之（信州大学教授））と再生ビジョン部会（部会長：吉田委員長兼任）を設けています。

今までには埋設廃棄物等の詳細調査案の検討などを行ってきました。

特に再生ビジョン部会は、市民の声を聞く機会として広く市民に参画を求めた勉強会を、今後も月1回程度の頻度で開催していく予定です。

5月27日 第1回委員会・両部会を開催

- 現場視察・今後の進め方を協議
7月3日 再生ビジョン部会主催勉強会
45人参加
- 7月9日 第2回技術部会を開催
詳細調査内容について協議
- 7月23日 第2回委員会を開催
詳細調査委員会案をとりまとめ
- 10月8日 第3回技術部会を開催
緊急調査結果及び詳細調査実施状況報告
応急対策について協議
- 10月22日 第3回委員会を開催
現場視察・第3回技術部会の報告
- 11月28日 再生ビジョン部会主催 第2回勉強会 17人参加
- 12月19日 再生ビジョン部会主催 第3回勉強会 24人参加
- 1月21日 第4回技術部会を開催
詳細調査の実施状況の報告を中心に当面の対策等について協議
- 2月6日 再生ビジョン部会主催 第4回勉強会 18人参加
- 2月15日 第4回委員会を開催
- 3月6日 再生ビジョン部会主催 第5回勉強会 21人参加
- 5月26日 第5回技術部会を開催
詳細調査結果の報告及び内部発熱と医療廃棄物の取り扱いを検討
- 7月1日 第6回技術部会を開催（予定）

9 体制の強化

今回の事案に対処するため、環境事業部の体制強化を行いました。

4月1日に産業廃棄物特別対策室を設置、さらに5月1日には、環境事業部全体で11人を増員しました。不法投棄業務を統括する産業廃棄物特別対策審議監の設置とともに、産業廃棄物特別対策室に配属された6人は排出者の責任追及の業務を、また環境指導室に配属された4人は善商以外の産業廃棄物の許可指導業務に当たっています。

また、先の検証委員会の答申を受けて、岐阜市としての体制の強化を図るため、平成17年4月1日からは、環境指導室を産業廃棄物指導室とし、警察官OB2名を含む監視調査グループを設置しました。

10 これから

青森・岩手県境や香川県の豊島での不法投棄事案は、医療系廃棄物などの有害物質を含むものでした。

しかし環境省の発表では、不法投棄廃棄物の中で建設廃棄物の占める割合は高く、平成14年度に新たに確認された不法投棄を産業廃棄物の種類別に見ると、建築廃棄物は投棄件数の約70%、投棄量の約61%を占めています。

岐阜の事案も、今までに実施してきた調査結果などから建設廃棄物がほとんどと推定されています。これを保健所設置市の岐阜市が、どのように解決するかが課題となっています。

地方分権が進むなか、21世紀の都市間競争において「環境」は極めて重要なキーワードです。今回の産業廃棄物不法投棄事案は、清流長良川と緑濃き金華山に代表される豊かな自然に恵まれた岐阜の環境を、大きく傷つけるものでした。

我々は不法投棄対応検証委員会の報告は真摯に受け止め、反省すべき点は反省して、この最大の危機を「岐阜モデル」と呼ぶことのできる方法で克服し、かけがえのない「環境都市ぎふ」を次世代に引き継ぐために全庁を挙げて取り組んでいます。

（内容は6月6日現在です。）

* 調査結果や対策検討委員会議事録などは、岐阜市のホームページでご覧いただくことができます。

（<http://www.city.gifu.gifu.jp/>）

環境教育の推進を目指して

岐阜県中濃地域振興局中濃北部事務所環境課

〈概況〉

当所管内は、平成16年3月の郡上市誕生と17年2月の関市に武儀郡5町村が合併したことに伴い、平成17年度から、事務所の名称も武儀事務所から中濃北部事務所となり関市、美濃市、郡上市3市からなる地域を管轄しています。

当所環境課は、美濃市にある中濃総合庁舎内に職員5人、また郡上総合庁舎内には郡上市駐在として2人が勤務し、廃棄物、公害、環境保全、自然保護、鳥獣保護、温泉等に関する事務を行っています。

地形は、岐阜県のはば中央に位置し、南は岐阜市に接する関市の平坦地から北は飛騨に接する郡上市高鷲町の山間地域までと南北に長く、そこを長良川が貫通し、その支流が枝のように何本も広がっており、変化に富んだ河川景観をみることができます。

中濃圏域の目指すべき環境像として、環境学習の拠点整備を図りながら、環境産業の育成を進め、資源循環型社会の先進的地域を形成していくこととしています。

この中濃地域の特徴的事業として以下のことに取り組んでいます。

○ ECOマスターズ養成講座

中濃地域の環境対策を推進する一方策として、環境全般の知識を持った人材を養成することを目的として、一般県民、民間企業担当者及び市町村行政担当者を対象に行う環境関係教育事業です。

16年度は、平成17年2月21日から23日の3日間にわたり中濃総合庁舎5階大会議室で、中濃地域の県民、民間企業環境担当者等41名の受講者に、養成講座を行いました。講座内容は、廃棄物処理、リサイクル対策、地球環境保全、大気汚染防止、水質汚染防止、土壤汚染対策、騒音規制、振動規制、化学物質・ダイオキシン対策等環境全般について県職員が講師となり実施しました。

受講者の大半から参考になったとの感想が聞かれ、予想以上に好評でした。特に講座内容で参考又は関心のあるものは、廃棄物、地球温暖化、リサイクル、水質汚濁でした。

17年度は、8月に郡上市において講座内容も一新して実施するよう計画しています。

○環境学習拠点づくり

今年度から関市小屋名にある岐阜県百年公園のフィールドを利用した自然体験教室「公園を探検しよう」を春、夏、秋、冬に年4回開催します。

春は、5月1日に小学校の親子20人で五感を使って、楽しく自然を体験することができました。

○平成17年度中濃圏域環境保全実践活動の実施

中濃圏域の環境保全を目的に、環境サポーターと行政が協働して、6月の環境月間に、中濃圏域の「山、川、空」を一斉にチェックするとともに、美化活動を実施します。

- ・実施場所 中濃圏域全域（閻市、美濃市、郡上市、美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡）
- ・参加者 中濃環境サポーター（廃棄物適正処理監視モニター、地球温暖化防止活動推進員、ワシタカ環境レンジャー、河川環境レンジャー、自然歩道サポーター、自然公園指導員）、中濃圏域内市町村職員、中濃圏域内県職員
- ・実施内容 ヘリコプターとパトロール車により中濃圏域内の廃棄物不法投棄等の監視パトロールを実施します。
環境サポーターが、中濃圏域の「山、川、空」の環境チェックを実施します。



ECOマスターズ養成講座



自然体験教室



わがまちの産業廃棄物問題と対策



人と自然が共存する地域循環型社会の
実現を目指して

飛驒市長 船坂 勝 美

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、日頃から本市の適正な廃棄物処理の推進に格別のご理解とご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。また、協会をあげて積極的な環境保全活動を繰り広げられておられますことに対しまして深く敬意を表します。

本市は、平成16年2月に旧吉城郡の3町3村のうち古川町、河合村、宮川村、神岡町の2町2村が対等合併して岐阜県17番目の市として誕生しました。岐阜県の最北端に位置し、北は富山県、南東は高山市、西は白川村に接しており、周囲は3,000mを超える北アルプスなどの山々に囲まれた面積792.31km²（内、約92%が森林）、人口約3万人のまちであります。

合併前には旧吉城郡で吉城広域連合を設立し、廃棄物処理、し尿処理をはじめ介護保険や養護老人ホームの設置等の事務を行っておりましたが、合併によって広域連合が解散したことに伴い、関係施設の管理運営は施設が所在する市町村が引き継ぎ、処理区域は変えず相互に事務を委託しあうという全国的にもめずらしいケースとなっております。

本市の一般廃棄物処理については、2町2村が対等合併したということもあって、旧町村時代からの収集処理方式を一部で継続しておりますが、来年度からは市民の皆さんの理解と協力を得ながら市内を統一する方向で調整を進めています。また、遅れていた紙製容器包装の収集も同時に開始する予定であります。

市内から発生する産業廃棄物処理については、排出事業者の皆さんの理解により、地域循環型社会の実現に沿った処理を推進しております。特に第3セクターにより設立された（株）吉城コンポにおいては、特産の飛驒牛約2,000頭の飼育に伴って発生する年間約4,000tの牛糞と、それまで県外で焼却処理されていた市内の製薬工場から発生する生薬抽出残渣約3,000tを混合し、発酵処理することによって、「SKAソイル」と「土をつくる素」という2種類の肥料を製造し肥料登録も行って、緑化材や蔬菜用として順調に利用されております。

これからも廃棄物処理に関わるいろいろな方々と常に連携をとりながら、人と自然が共存する循環型社会の実現を目指し、また、美しく豊かな自然を次世代に引き継いでいけるよう努力していきたいと考えておりますのでなお一層のご支援をお願い致します。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展と関係各位のご活躍をお祈り申し上げます。

産業廃棄物処理業者の将来ビジョン

講 師 (株)環境政策研究所

代表取締役CEO 松岡 力雄

本誌前号でご紹介しましたように、当協会は本年3月17日(木)岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において、第31回通常総会を開催し、総会終了後、(株)環境政策研究所 代表取締役CEO 松岡力雄氏を講師としてお招きし、記念講演会を開催しました。

松岡氏は「産業廃棄物処理業者の将来ビジョン」を演題に講演されました。以下は、その内容をまとめたものです。

はじめに

松岡と申します。本日は、岐阜の協会さんの通常総会ということで、このような高い場所にお招きいただき、誠にありがとうございます。何分若輩、未熟者でございまして、しかも産業廃棄物処理業者の将来ビジョンという非常に難しいお話をさせていただくにあたり、非常にプレッシャーを感じるところでございます。お話をさせていただく内容は、今まで研究してきた中身から、もしくは経験からこういった方向性が模索できるのではないかという提言にとどまるのかもしれませんけれども、皆様の日ごろの業務の何かにお役に立てればと思っております。

まず、講演に入らせていただく前に、若干自己紹介の方をさせていただきます。

私、実は、社団法人全国産業廃棄物連合会



の方に約4年間勤務しておりました。全国産業廃棄物連合会の現会長は、大阪の協会の会長の國中賢吉会長でございます。その前の会長で、各47都道府県、岐阜の協会も含めてですけれども、全国社団化を実現されました鈴木勇吉前会長は、実は、私の師匠でございまして、全産廃連に勤務していたときから鈴木前会長の鞄持ちからやらせていただきまして、廃棄物処理業界の現状や廃棄物処理法を鈴木前会長のもとで学びました。約4年間、産廃業界の方に足をおろさせていただいて、各47都道府県の協会事務局の皆様ともいろいろコミュニケーションをさせていただきながら、本当に勉強させていただきました。鈴木前会長が会長を辞任されたと同時に、株式会

講演

社環境政策研究所というのを立ち上げられました。そのときに声をかけていただきまして、私も全産廃連を退職し、この研究所に移ったわけでございます。そして、現在、鈴木前会長は、株式会社エコクリエイトという収集運搬業、埼玉県の入間郡三芳町、所沢の横ですけれども、そちらの会社に戻られて、今、産業廃棄物処理業務を行ってみえます。環境政策研究所は同じくその事務所の中にあるわけでございまして、私はいつも前会長と顔を会わせながら、今の産廃問題をいろいろ議論して研究しているというような状況でございます。

実は、今日、産業廃棄物処理業者の将来ビジョンを語る上で、やはり今、環境省が平成17年4月1日で省令改正を目指している産業廃棄物処理業者の評価制度、優良化事業がいよいよスタートすることになります。それにはあたりまして、今後どういった方向性になっていくのかとか、それから、その制度がどういう枠組みなのか、こういったことも含めてお話しできればと思っております。

私、この評価制度を鈴木前会長ともいろいろ議論しておりますが、少し処理業者ばかりが情報公開とか、遵法性とか、環境への取り組みとか、こういった厳しい項目をさせられて、排出事業者の方にその情報を提供させるための一つの道具、ツール的な形で使われているんじゃないかという懸念を持っているという見方が一方でございます。私、全産廃連に勤務していたとき思ったのは、この産廃処理業界ができて今20年経とうとしているわけですけれども、やはり業界としてみれば、業者の社会的地位の向上、適正処理の推進、こういった内向きの活動にいまだそこから脱皮できないのかなというのが、実は連合会を

辞めて外から見て今思っています。

これから大事なのは、産廃処理業界の情報をやはり排出事業者側に向かって発信していくなくてはならない。誤解も含めて、我々業界は問題視されている。いい意味でも、悪い意味でもです。そういった意味では、今、産業廃棄物処理業界というのは非常にスポットライトの浴びている業界であると、このように今の市場を分析しております。後ほど全産廃連の大塚専務理事の発言なども取り上げますけれども、これをビジネスチャンスととなるのか、それとも否定的に受けとめるのか、まさしく今業界がその岐路に立っている、そういうような状態ではないでしょうか。

それでは、早速、講演の方に入らせていただきたいと思います。

この講演の結論

まず、この産業廃棄物処理業者の将来ビジョンということですけれども、1時間半ですから、もしかしたら結論に至るまでに尻切れトンボになってしまう可能性もありますので、冒頭で私なりの今日の結論をお話ししたいと思います。

正直、今の状態では産廃処理業者の将来ビジョンというのは見えないというのが結論でございます。なぜならば、この国の環境省の産業廃棄物行政が一体どの方向に向かっていくのかが、全くとして予見できないからです。やはりこの国の産業廃棄物をどのように処理していくかという国の明確ビジョンがあつて初めて、それを業として行う我々がどこに向かっていけばいいのかということだと思います。今、その国がほやほや、ほやほやとしている中で、ちょっと表現は失礼かもしれません、小手先レベルで廃掃法の改正が12年、

15年、16年、また17年もやります。こういった環境省も自ら異例のことであると言つてるように、この混沌とした状態の中でどうやって将来の方向性を、ビジョンを各業者レベルで見つけていくのか、それはまさしく皆様方自身が分析していかなければならぬ、もしくは産廃協会レベルで議論していかなければならぬ、こういったことではないでしょうか。これは暴論を覚悟でお話しさせていただきたいのですが、環境政策研究所の知見としましては、将来ビジョン、廃棄物行政を経済産業省が扱っていくというビジョンをもし示したらどうなるだろうかと、今の環境省も法規制ばかりを強化して、常に不法投棄との追いかっこ、イタチごっこの状態になっている中で、循環型社会が出てきて、今の廃棄物行政の先に何があるのか、それが今、環境省はまだ見えてないと思います。私は、むしろ経済産業省の流れの中でこの廃棄物処理法の枠組みが運用されれば、例えば、具体的に言いますと、廃棄物処理法の中の許可制度、それから、委託基準、こういったものを取り出して、産業廃棄物処理業法という新しい法律の枠組みの中で、かつ、これが経済産業省が発展させていく、産業育成していく、そういう視点で処理業者を育成し、環境保全上の基準は環境省がつくっていくというのが一番バランスのとれた産業廃棄物行政ではないかと、このように思つてゐるのが環境政策研究所の知見でございます。これについては、根拠のないお話を言つてゐるわけではなくて、後ほどその経済産業省の将来ビジョンというのはどういう考え方を持っていたのかということをお話しさたいと思います。

まず最初に、キーワードというのを、今回、勝手に私の方で上げさせていただきました。

今、我が国は循環型社会への転換というのがキーワードになっています。これは、最終処分場が枯渇している。そういった中で、人口は1億2,000万人、国土面積はアメリカの25分の1、GDPは何と500兆円です。そして、資源の約90%以上を外国に依存して、世界第2位の生産をやって、年間4億トンの産廃を排出しているのが我が国です。一般廃棄物は5,000万トンです。こういった物質収支から見ても、今、非常にアンバランスな状態になっている中で、この循環型という社会をつくるというのは非常に難しいことではないかと思います。

キーワードの一つは、排出事業者と処理業者は両輪の軸であるということです。今、これは両輪で回ってますでしょうか。皆さん自身が多分お分かりだと思います。処理業者が我が国の産業廃棄物のほとんどの処理を担っている、いわゆる本来、排出事業者が処理しなければならないものを、法のこの許可制度と委託基準の枠組みの中で、処理業者に委託処理を前提としている。こういった今の状態が果たして両輪の軸と言えるのだろうか。やはり排出事業者と処理業者は両輪の軸で、同じタイヤで回つていきながら、リサイクル、それから、適正処理というものをやっていかなければならない。この視点がやはり重要ではないかというのが一つです。

二つ目に、廃棄物処理とリサイクルは表裏一体であるというのが一つのキーワードではないでしょうか。今、リサイクルといえば、非常にイメージがいい。産業廃棄物といえばイメージ悪、まさしく岐阜の協会さんは岐阜県産業環境保全協会さん、唯一、47都道府県の協会の中で産業廃棄物というキーワードを捨てた協会でございます。廃棄物処理とリサ

イクルは表裏一体であるということ、ここがとても重要だと思います。リサイクル、リサイクルと言っても、結局、廃棄物処理、いわゆる最終処分場がなければリサイクルも成り立たない。この相互の関係をこれからどうやって補完していきながら、制度設計を環境省はやっていけるのかというところが一つのポイントになっているかと思います。

三つ目に、環境意識の共有というキーワードを上げさせていただきました。弊社は、昨年度、青森県知事から青森県優良産業廃棄物処理業者育成調査というのを受託し、青森県生活環境部環境政策課と共同で報告書をまとめました。要するに、青森県も岐阜県と同じく、大規模不法投棄事件が田子町であったわけですが、向こうは82万立米です。青森側で約440億円、岩手側で220億円、合わせて660億円の原状回復、今、この処理がいよいよ始まりました。産廃特措法の中からその財源を拠出してもらって、つまり、税金ですね。そして、足りない部分は地方債などを発行する。そして、さらに足りない部分は、そこに委託していた約1万600社にも及ぶ排出事業者に対して法的追求を行う、そういった政策をやっているわけです。その中でなぜ優良業者の育成というのが青森県で上がったかというと、こちらの善商と同じく、許可を受けた県知事もしくは保健所設置市から許可を受けた業者が大規模な不法投棄を長年にかけてやってしまっている、こういったものをどうやって育成を図っていくかということを、青森県は田子の問題を契機に議論したわけでございます。その検討委員会は、排出事業者の代表者、青森県工業界専務理事、青森県産廃協会会长の石垣会長、学識経験者、住民の方、それから、行政も入って検討した結果、環境

意識の共有が重要であったと、これはまた後ほどお話ししたいと思いますけれども、要するに、処理業者だけに不法投棄の責任を転嫁しても解決されないので、やはり行政と排出事業者、処理業者、市民が一体となった地域社会での総合政策というものがローカル問題として必要だと、青森県は関東の産業廃棄物が持ち込まれ、地域社会が崩壊してしまったわけです。そして、市民と行政との信頼関係が崩壊した。これを取り戻すためには、まさしく地域社会での総合政策、こういった環境意識の共有をつくることがまず優良業者を育成する上で重要であると、このようにまとめた報告になっているわけでございます。そうすると、最終的には求められる廃棄物行政改革と、こういった環境産業を育成していくための、成熟させていくための廃棄物行政改革というのがどうしても必要になってくるのではないかと、このように思っております。

産業廃棄物処理業者を取り巻く環境

次に、まず、我々産業廃棄物処理業者を取り巻く環境について、少しお話ししてみたいと思います。

・大規模不法投棄事件と産業廃棄物処理業者

やはり一番最初に出てくるのが、大規模不法投棄事件と産業廃棄物処理業者というキーワードになってしまいます。これがやはり最前面で出てきてしまいます。処理業者が関与する大規模不法投棄事件で、近年の四つを上げさせていただきました。

香川県豊島事件は余りにも有名です。シュレッダーダストを持ち込んだ事件でございま

す。これは50万立米です。青森・岩手県境事件、これは82万立米です。それから、こちらの岐阜県岐阜市事件、57万立米。さらにその後、福井県の敦賀市事件、100万立米とも言われています。ここには、各地方自治体の市町村から出る焼却灰が持ち込まれていたという、環境省は異例にも地方自治体に対して原状回復しなさいという、排出事業者ではなくて、自治体に対して措置命令がかかっているような状態でございます。まさしくこの大規模不法投棄事件というのは、これすべて許可を持った処理業者が関与しているということです。この悪質な大規模不法投棄事件に関与する産廃処理業者の存在が、皆様、真面目な処理業者の足を引っ張っているというような状態だと思います。

関東のお話で申しわけないんですが、東京から出た産業廃棄物は、神奈川、千葉、埼玉に中間処理施設が東京都の周りにずらっと連なっているわけです。そこで中間処理されて、再生利用したりして、最終的に最終処分しなくてはいけないものは北へ北へと向かうわけです。福島、それから、岩手、青森と上方に向かっていくわけでございます。青森・田子町事件では、埼玉県の収集運搬業者である県南衛生と、青森県の処分業者の三栄化学工業が結託して持ち込んだわけでございます。しかし、考えてみるとおかしな話で、あんな遠い青森まで東京から780キロもあるんです。運搬費をかけても、そこまで持つていってもまだ安かったわけです。一体幾らの値段で受けていたのかと、普通、経済コストで考えても青森まで持つていくというのは非常にナンセンスなお話ですよね。それが持ち込まれているということは、相当安い価格で受けたということが想定されるのではないで

しょうか。

これは、3カ月前に環境省が発表した最新の不法投棄情報データです。不法投棄がこの平成15年で一気に74万トンまで増えてしました。しかも、この70%以上がこちらの岐阜市事件がカウントされたわけでございます。岐阜市事件がなければ、大体24~25万トンだったと思います。ということで、過去最悪の不法投棄量になってしまったわけです。件数としましては、上がったり、下がったりで、今、大体100から70ぐらいの不法投棄件数です。こういった状況になっているわけです。

続きまして、支障の状況等ですけれども、いわゆる不法投棄された大規模産業廃棄物はまだ82%が未着手です。岐阜県の不法投棄もそうです。まだ撤去が開始されてないですね。青森・岩手はようやく今やり始めました。どうなんでしょうか。岐阜県の方でのこの原状回復というのは、今後どういった方向性にいくのでしょうか。私、ちょっと地元情報は詳しく分からないですけれども、これこそ岐阜県の協会として直接この原状回復の処理に関与することは難しいかもしれませんけれども、例えば、岐阜県の協会の会員の皆様で暫定的にこの原状回復するための事業協同組合とか、そういうものをつくられて現地処理、現場で処理をするというのが大体基本になってくるのではないかと、青森・岩手でもやはり地元の県内処理業者が原状回復の処理を担っていくというような、今、下固めを進めています。したがって、岐阜の協会としても、真面目な優良企業が集まって、例えば、現地処理をするのであれば、今、注目を浴びているのが溶融炉とか、といった設備導入を図りながら原状回復をしていく、そして、

その費用は産廃特措法の中から国の財政支援を受けながらやっていくと、そういう流れみたいなものが予想できるのではないでしょか。これはなかなか難しい問題ではありますけれども、この辺どうなっていくのかというのが見物だと思います。

続きまして、これは1年前でちょっと古いですけれども、不法投棄実行者の内訳ですが、まず、全体の48%が排出事業者が実は不法投棄をしている。なぜか不法投棄というと処理業者ばかりのせいにされますけれども、処理業者はわずか7%しかいないわけです。ただ、問題なのが、7%しかない処理業者ですけれども、やれば量が大きいということです。莫大な、半分以上、約45%が一部の悪質業者が大規模にやってしまうわけでございます。一方で、排出事業者の方は、小口細分化といいまして、小さな量をトラック1台レベルの量であちらこちらに捨てるということでございます。先ほど今木事務局長の方から産廃処理業者の車両、それから、排出事業者の車両もそうですけれど、4月1日から車両表示が施行される旨の説明がありました。まさしく小口細分化傾向ということで、この排出事業者側の人たち、それから、いわゆる産廃を運ぶトラック、今後これを検問、そういう方向に入っていくということです。これはちょうど15年、16年改正のお話の中で触れたいと思います。

いわゆる環境省としましては、この小口細分化、これを防止するために帳簿を備え付け、車両表示をやったということです。これからは、一見外から見て、あれは産廃を運んでいるトラックだということがわかるということです。

あとは、不法投棄シンジケートというのが

暴かれました。これは何かといいますと、千葉県庁の石渡正佳さんという産廃Gメンの方が、今回、「産廃コネクション」という非常に有名になった本がありますけれども、脚光を浴びた本です。関東圏のお話で申しわけないんですけども、どういった不法投棄、シンジケートがあるのかということが暴かれたんです。これを排出事業者の方にお話しすると、こういう構図だったのかとびっくりされていますが、処理業者に委託する、積替保管を経由して中間処理、最終処分、ここまでいけば適正処理です。しかし、ここから一部再委託ルートが生じて、横流してしまうケースがあり、一部の悪質な処理業者のネットワークに入ります。要するに、料金を受け取るけれど、自分で処理しないで横流しするわけです。そして、こちらのダンプネットワークという方に入ってしまいます。このダンプネットワークというのは、一発屋と呼ばれる、今、非常に雇用も大変、失業率も高い中で、トラック1台で札束持たせて一発仕事をやらせるわけです。不法投棄の仕事をです。何十万やるから捨ててこいと、これをまとめていたるまとめ屋という人がいるそうで、そのまとめ屋をさらにまとめていたる黒幕的まとめ屋というのがあって、この辺が悪質な産廃ブローカーと呼ばれるネットワークがあるわけです。そこに許可業者からの廃棄物が一部流れてくる。そうすると、ここで二次収集に入った段階でマニフェストを偽装して、E票を戻すわけです。嘘を書いて、最終処分場の印鑑も押された状態で排出事業者に戻されるわけです。そうすると、排出事業者は「ああ、最終処理された」と思い込んでいるのですけれど、実はこっち側の世界に流れてしまう。そうすると、この一発屋はどこに持つて

いくかというと、青森・田子町のように、不動産屋さんが安い土地を買い占めて、これは暴力団が関与している穴屋のネットワークと言いますけれど、一部の暴力団のネットワークに入っていくと、穴を掘って一夜にして埋めてしまうということです。ここまで流れがその資金のネットワークといいまして、これが暴力団の資金源に回っている。環境犯罪のもとになっているというふうに言われております。こういったものが暴かれました。

次に、廃棄物処理業者についてということですけれども、まず、我々、廃棄物処理業者というのを客観的に分析したいと思います。

まず、産業分類では、我々は、実はサービス業であるという位置づけです。そして、そのほとんどが中小零細企業である。そして、一般廃棄物処理業者と産廃業者、この二つに分かれる。これは、昭和45年に廃掃法ができてから、我が国は、一廃は市町村が処理して、産廃は民間処理というような流れで、約35年間、やってきたわけです。そして、特に大きな改正だったのが、平成3年になって初めて収集運搬と処分に分かれたのです。それまでは創業者の方はご存じのように、平成3年までは産業廃棄物処理業に一本化されていました。収集運搬、中間処理、最終処分が分かれていませんでした。許可の出し方も。そして、平成3年に初めて特管物ができたくらいです。平成3年までは廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物は法律上定義されてなかったわけです。そういった中で、いわゆる旧厚生省の廃棄物処理基準がいかにずさんであったか、今、そのしっぺ返しが環境省に来ているわけでございます。この辺を鈴木前会長は大きな問題であると、今そのツケが回ってきてているのだと、このようにおっしゃって

おりました。

それから、我々の業界は、収集運搬業が9割、そして、処分業が1割と言われております。管轄行政は、旧厚生省が昭和45年から平成12年1月の省庁再編までの約30年間、厚生省が公衆衛生の延長上、産業廃棄物行政もやってきたわけです。その後、一廃と産廃は環境省に移されたわけでございます。私は、今日、産業廃棄物行政は経産省がこの当時やるべきだったのではないかという最後の結論にいくわけでございますけれども、こういった現実があるわけです。今のお話を図にしたもののが正面のものです。ここに大きな太線があります。一廃と産廃の壁です。これには私たちは本当に現場で悩されます。産廃と一廃の廃棄物の定義、区分の問題、それから、廃棄物なのか、有価物なのかの判断の問題、こういったところが市町村レベル、保健所設置市レベル、都道府県レベルでもまだまだばらばらの状態の中で、一つ間違うと受けた処理業者側が違法行為であると、こういうような曖昧な区分の中で廃棄物処理法の規制運用がなされると、やはり処理業者側の方にその負担が来るということで、この辺の問題も大きいのではないか。そして、我々は、排出事業者が、本来、処理責任があるべきものを代行業務で行っているのだと、それに対して排出事業者に過失責任が問われる時代になったと、これが平成12年からでございます。

それでは、産業廃棄物処理業の許可状況は今どういった状況になっているかといいますと、昭和50年当時では4万業者しかいなかつたのが、年々右肩上がりで増加しまして、実は平成15年4月1日現在で産業廃棄物処理業の許可件数は19万6,448件、一方、特管業者は2万、非常に少ないです。そうすると、今

の産業廃棄物処理業のトータルの許可件数は延べ21万6,000業者、全産廃連各47協会に加盟されている業者の数は1万6,000社です。それ以外に、今これだけの許可が出ているというような状態の中で、産業廃棄物処理業者は、過当競争、ダンピング競争をやっているわけです。これだけ数が増加した要因に、今の環境省は、廃棄物処理法の中で何かあれば廃棄物ですよと、ですから、廃棄物の許可を取ってください、収集運搬業の許可を取ってくださいと言って行政指導をし、各都道府県の行政事務は、マンパワーが足りなくてアップ、アップしているわけです。許可事務に追われて人の数が足りない、そして、産廃業者さんはこれだけ増えた数の中で過当競争をやっている。21万業者が年間4億トンのものを一気に運んで、その運搬能力、処理能力がどれくらいなんでしょうか。この業者の数というのは、今の我が国の産廃の排出量に対して適切な数であるのか、こういった業者の数の問題も不法投棄の一因になっている、そのように私は思います。

続きまして、施設の数はどれくらいあるかといいますと、中間処理施設は約1万8,000施設、最終処分場は2,655施設しかないです。すべての施設を見ると、減っています。中間処理は昨年に比べて775も減っている。最終処分場は56減っている。遮断型が8減って、安定型が1減って、管理型が47も減っているわけです。そうすると、今、2万4,075施設、いわゆる法の15条で定める、政令7条で定める規模を超えたものの施設の数は2万4,000施設、これが年間4億トンのキャパシティーを受けていると、これに入ってこないものが不法投棄に回っている、もしくは海外に輸出されているというような状況ではないでしょ

うか。

・処理業者に対する法規制強化の動向
(12、15、16年改正の概要)

続きまして、処理業者に対する法規制強化の動向、この辺を少しおさらいしたいと思います。

なぜここをおさらいしたいかといいますと、今ちょっとしたことでも許可を取り消されるというような、非常に厳しい行政処分の運用がなされているので、今日は、皆さん、もう一度法律のチェックをしていただきたいと思います。まず、平成12年改正のポイントですけれども、特に大きな改正といえば、やっぱり排出事業者責任の強化だったと思います。排出事業者と処理業者が委託契約を結びます。しかし、残念ながらこの不適正業者はプローカーと結託して、土地を提供されるとそこに不法投棄をしました。当然、不法投棄された住民は「誰か撤去してください」という話になるわけです。これは誰にいくかというと、行政にいくわけです。そうすると、行政はこの悪質業者に対して措置命令、直ちに撤去しなさいということになるわけでございます。善商のところも再三にわたり立入調査、それから、口頭による指導がなされていたようですが、なかなかこれが進まなかつたという新聞報道もありますけれど、この辺、行政の監督責任も今問われているわけです。ところが、悪質業者は倒産、夜逃げをしてしまうというような状態です。青森・田子町の三栄化学工業の社長さんは自殺されました。こういった状態で、平成9年まではこの廃棄物の責任というのは誰の責任でもない、ざるですから全部廃棄物が落ちてしまう。ですか

ら、ざる法と廃棄物処理法が言っていたわけです。ところが、平成12年の改正で、今度はこの排出事業者とブローカーに対してまで原状回復の措置命令が課せられるということになったわけです。では、排出事業者の責任が問われるはどういったケースかといいますと、次の八つの項目です。まず、委託基準違反、いまだに契約書を交わさないで委託する場合、無許可業者に委託したような場合、この辺は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金ということで、排出事業者側も刑務所に入る時代になったわけです。委託基準違反をやると、それくらい厳しくしたわけでございます。あとは、マニフェスト不交付、平成10年からすべての産業廃棄物にマニフェストの交付が義務づけられたわけですけれども、50万円以下の罰金です。やはり罰則があって、原状回復させられます。次に、マニフェスト虚偽記載、委託契約書とマニフェストを出したんですけども、嘘のマニフェストを発行してしまった。こういった場合についても措置命令がかかります。マニフェスト確認義務違反、これはA票、B2票、D票、E票の4枚複写を照合確認する。E票が戻ってこなかった。180日以内に都道府県知事に対して措置内容と報告書まで提出する。そして、委託した処理業者に、今どうなっているんですかという確認までさせられると、ここまでやってマニフェストの確認義務を履行したことになるわけです。これを怠った場合は50万円以下の罰金、やはり措置命令がかかるということで、排出事業者にとってみると、この1から4というのはやはり廃棄物の委託実務をきちんとやらなくてはいけないということになったわけです。

次に、5番目、マニフェスト保管義務違反、

マニフェストは5年間保存しないといけませんね。これは排出事業者にだけ課せられています。次の平成17年の法改正では、処理業者にもその保管の義務づけというものが問われる、こういった議論がなされております。

次に、6、7、8ですけれど、ここからはもう不法投棄が実行されて県警が入ってきて、実際に追求に入った段階になりますと、不法投棄を知っていて委託したのではないかとか、それから、著しく安い料金で委託したのではないかとか、その他責めに帰する事由がある場合、いわゆる瑕疵を問いますよというような話になったわけでございます。

一方、我々処理業者に対する法規制強化についてどういったことがありましたかというと、取消要件の追加というのがありました。これは何かといいますと、不法投棄をする場合、大体、単独行為で行うということがなくて、やっぱり悪質な収集運搬業者と処分業者が結託して行うというような形で、悪い意味でのチームワークが出てくるわけです。今まででは悪質業者ばかりが処分されたのですけれど、今後は、この悪質業者に「一緒に違反をやろうぜ」とか、「おい、不法投棄をやれよ」とか要求、依頼、示唆、助長、こういったことをした処理業者まで許可が取り消されることになったわけです。ですから、皆さん、仲間うちで絶対悪さと一緒にやろうとかと言うのではなくて、必ず止め合うということです。これは、お互いに助長し合った者同士は両方許可を取り消されるということになったわけです。

続きまして、産業廃棄物処理業者の倒産、夜逃げが後を絶たない。いわゆる未処理廃棄物を放置した状態というのが多かったわけです。したがって、今後、この産業廃棄物処理

業者の施設基準の能力が適合していない場合とか、経営者の能力が基準に適合していない。例えば、経理的基礎要件、自己資本比率とか、利益が出ているのかとか、それから、受けた廃棄物の未処理物を処理できるだけの預貯金を持ってますかとか、こういったものが審査されるということになるわけです。これに対応できない業者さんは、許可を取り消しますよということになったわけです。

続きまして、欠格要件の追加ですが、産廃処理業者には一部暴力団が関与しているケースがある。したがって、この環境犯罪を防止するために、暴力団の排除というものを徹底的にやったわけです。暴力団、暴力団員でなくになってから5年を経過しないものとか、それから、皆さん、今、業の許可申請で非常に調べられていると思いますが、役員とか、その他すべての本籍地にある住民票の写しを添付することになりました。それから、暴力団員から他人名義で多額の投資を受けたり、その他背景的にその事業活動を支配するような場合、それから、暴力団からの融資を受けている、暴力団からの人的要員を受けている、こういったような業者はすべて許可を取り消しますよと、そして、それに関しては行政と警察が連携しますよというような欠格要件の追加がなされたわけです。

一方で、今度、マニフェスト制度の見直しだけで、先ほど言いました虚偽マニフェストというのが非常に出回っていた。ひどいところになると、これを売って歩いている方までいるという。したがって、虚偽マニフェストの作成、交付、販売を防止するために、12年からは直罰を与えることができます。

次に、産廃処理施設に対する規制強化ですけれど、同じく人的要件です。先ほどと同じ

く、経理的基礎要件とか知識、こういったものの評価しますよと、これに適合しない施設は設置許可が取り消されるということになるわけでございます。

また、生活環境周辺施設への配慮ということで、例えば、これから産廃処理施設を設置する場合、設置計画や維持管理計画が周辺地域の生活環境に適切な配慮がなされているかどうか。それから、周辺施設への配慮として、いわゆる病院とか保育所、幼稚園、学校がないかどうか、それから、所沢のように、一つの地域に焼却炉が過度に集中して設置するとか、こういったものについては、都道府県知事は個別裁量によって許可を出さないということになったわけです。

続きまして、施設の譲り受け許可。平成9年前まではよく産廃処理施設の譲渡売買の話がありました。住民同意までとれているからこれを何億で買わないかとか、産廃ブローカーがよく暗躍していた時代がありました。しかし、それはできたのです。いわゆる産廃処理施設を譲渡してしまってから後、届け出を出せば譲渡できたのです。「あの焼却炉を5億で買いたい」、「よし、じゃあ売買しよう」と。こういったことから、能力のないものが産廃処理業の経営を事業投資目的でやるというようなのを防止するために、12年改正では施設の転売行為による利益確保を目的としたものとか、それから、能力に欠けるものについては、必ず譲渡に関しては新規許可と同じ手続を踏ませますよということで、譲り受けや借り受けの場合は許可申請です。とある会社と合併する、もしくは株式を分割してその施設とM&Aをする場合は認可です。お父さんが産廃処理業の経営をやっていて、お父さんが亡くなったり、もしくは引退して息子さん

がその施設の譲り受け、地位の承継をする場合、これは届け出でオーケーですということになったわけでございます。

続きまして、基準・罰則強化、野外焼却の禁止ですが、野外焼却は、今、関東では大分停まっています。なぜかというと、所沢もそうだったのですが、小型焼却炉であちらこちらで夜に燃してたわけです。それを取り締まつてもまた始めてしまうということで、しかもこれは無許可の業者がやっている。これに対して12年改正では3年以下の懲役、300万円以下の罰金で、直罰することになったわけです。あと野外焼却の例外としましては、他法令に基づく焼却として、国、地方自治体の施設管理者のための焼却、例えば、建設省が管理する河川の伐採、そういったもので地方公共団体が認めた焼却はいいですよとか、それから、震災、風水害、要するに今回の新潟沖地震のような地震のときのやむを得ず緊急を要するような焼却、こういったものは認める。それから、風俗、慣習、京都の大文字焼き、こういったものも認めましょうと、また、農業の場合は稲わらとか、漁業の場合は漁網に付着した魚介類、海草類とかこういったものについては焼却を一部認めましょうと、あとはたき火、キャンプファイヤー程度のもの。ただし、これも処理基準に遵守しない場合は改善命令、措置命令となるということになりました。

さらに12年改正では、保管基準も厳しくなりました。このような形で、野積みで非常に高い保管をするという事例が多いです。したがって、積替保管の場合は収集運搬能力の7日分まで保管していいですよと。それから、中間処理、最終処分業者につきましては、処理能力の14日分までいいですよということに

なったわけでございます。

外には、罰則は1億円まで不法投棄が引き上げられたところと、あとは無許可営業から廃棄物焼却違反まで5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金に引き上げられたこと、マニフェスト関係は50万円以下で、あと皆さんに気をつけていただきたいのは、帳簿記載。処理業者が備え付けしなければならない帳簿記載もつけてなければ30万円以下の罰金になりますので、今、弊社の処理業者専門にISO、エコアクションをやっておりますけれども、実際に現場に入ると不備があるので、その辺、十分気をつけていただきたいと思います。

また、平成15年はどういった法改正があったかといいますと、実は、都道府県知事の調査権限というのが拡充されました。例えば、廃タイヤを例にしますと、これを有価物ですよと言って大量に持ち込む。香川県豊島のシュレッダーダストも、これは有価物、金属くずをリサイクルするからだということで、これは廃棄物じゃない、有価物だと今まで行政を押しのけていたわけです。こういった意味で、青森も岐阜もなかなか立入調査ができなかったという行政側の調査権限の難しさもあったわけでございます。それを15年改正では、都道府県知事が、これはあたかも疑いがあるものと認めれば、立入調査と報告の徴取ができるようになったわけです。上智大学の北村先生は、この運用が厳格に運用されることをぜひとも望みたいということで、ただ、やはりこれを15年改正で立入調査権限を強化しても、有価物と言ってしまうと、それは廃棄物じゃないということで逃げられる可能性もあるかもしれません、この辺は、結構、強制的に調査、報告の徴取というのを行政レベルで運用していくかなくてはならないという

ことだと思います。

二つ目に、不法投棄未遂罪が創設されました。例えば、ここに穴があって、まさしく今からダンプアップして産業廃棄物を不法投棄しようとしているところで、「今、不法投棄しようとしてるな」の問いかけに、「まだ何もしていないじゃないか」と言えば罰せられなかっただけです。不法投棄をしてからでないと罰せられなかっただけです。それが今度は、未遂罪を創設したので、未遂もこの人は罰せられます。しかも不法投棄は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金です。あと不法焼却未遂、今からまさしく火をつけて燃やそうという場合、これは3年以下の懲役、300万円以下の罰金ということになったわけでございます。

続きまして、国の関与の強化ということで、緊急時の国の調査権限の創設、大規模不法投棄事件がこれだけ起きると、国も動きますよと。これはなぜわざわざ国の関与を強化したかといいますと、平成12年に地方分権一括法という法律ができまして、廃棄物行政は機関委任事務から法定受託事務というものに変わったわけです。すなわち、廃棄物処理業の許可業務、監視業務、指導業務を本来国がやるべきものを都道府県が機関委任でやっていたのを、これはもう都道府県知事の業務ですよということで、いわゆる法定受託事務にしたわけです。そうすると、国の権限が何なくなってしまうわけです。したがって、国の関与を強化するということで、わざわざ15年改正で国の権限を明確化したわけです。国も必要と認めれば立入調査ができるよということにしたわけです。

一方、国の責務の明確化としましては、都道府県がA、B、Cと連なって、例えば、青森・田子町は、二つの行政区域にまたがって

不法投棄事件をやると、線を引っ張ってここから俺だ、ここからおまえだという話になるわけです。この辺の事務調整などを環境省がやりますよと、それに関しまして人的派遣も行いますよということになっています。

また、悪質な処理業者の更なる対応ということで、いわゆる悪質業者の許可取り消しの義務化というのがありました。例えば、先ほどの欠格要件に該当してしまった場合、何とか欠格要件を改善するので許可取り消しをご勘弁くださいと言っても、残念ながら都道府県ではもう法律で絶対に取り消しなさいという絶対義務になったわけです。どんなに泣いても許可は取り消されてしまうということで、十分気をつけていただきたいと思います。

あとは、これが許可取り消し逃れですけれども、いわゆる違法行為をして、今まさしくこれから許可を取り消されるという段階の前に、こちら側から廃業してしまう。そうすると、許可を取り消されたことにならないので、またその業者さんはなくなく新規許可申請をするといった構図がありました。それを15年改正では、こういった許可取り消し逃れのための廃業届については欠格要件に入れて、5年以上は廃棄物処理業の許可申請ができないようにしたということです。

そして、事業者の一般廃棄物処理を委託する場合の基準の創設としては、一般廃棄物の委託基準を今回初めてつくりました。いわゆる特別管理一般廃棄物を委託する場合の通知事項、それから、一般廃棄物を受託できるもの、これを明確に定めました。

このほか、リサイクルの促進としましては、広域認定制度がありました。環境大臣認定制度、これを今後増やしていきたいと。そうすると、廃棄物処理業の許可を取らずして大臣

認定を受ければ産廃処理施設や業ができるという、大臣認定制度というのが今回拡充されたわけです。

あと同様性状を有する廃棄物処理の設置合理化というものもありまして、具体的にはちょっと字が小さくて見えないですけれど、皆様もご承知だと思いますが、今、廃プラの破碎を産廃でやっていれば、分別された一般廃棄物の廃プラであれば、届け出を出せば一般廃棄物処理施設の設置許可が不要です。それから、廃プラの焼却を今やっている方、これも同じく一般廃棄物の廃プラを扱えるようになるわけでございます。要するに、一般廃棄物処理施設の設置許可が要らないが、一般廃棄物処理業の許可は必要です。これは市町村から取らなくてはいけないですけれど、設置許可はみなし許可として、産廃の厳しい方で設置許可を取っているのだから、一廃の施設の設置許可はわざわざ取らなくていいということです。それから、がれき類の破碎とか、木くずの破碎、それから、管理型最終処分場、こういったものについては一般廃棄物処理施設の設置許可の届け出で不要にしますよということです。

16年改正で何をやったかといいますと、環境大臣の都道府県知事への指示ということで、また、環境省の国の権限を強化したわけです。今度は都道府県知事に対して指示ができるようになったわけですが、例えば、先ほどの青森・岩手のお話ですけれど、県境にまたがっているような場合、例えば、A県で不法投棄されて、それが上流域であった場合、その汚染された水が下流域に流れて他県まで行って他県に被害を及ぼしたとき、A県の不法投棄事件がB県にまで影響を及ぼした、こういった場合について環境大臣が指示を出せ

る、一定の対策の指示が出せる、そういうた イ ような権限が付与されたわけでございます。

あとは、緊急時の国の調査権限の創設とい いまして、青森・岩手もそうですが、今後、この原状回復などについて環境大臣が指示を出すことがあります。ただし、指示を出すと同時に、財政支援、いわゆる産廃特措法が平成12年にできましたけれども、その中からの財政支援で原状回復をやるという、財政支援もあるかもしれないということで、上智大学の北村先生はこれを「あめとむち」という表現をされていますが、口も出すけれど、お金も出すかもしれない、この辺はケース・バイ・ケースで、今後、国と都道府県レベル、これからまさしく岐阜が不法投棄をどうするのか、この辺の問題が出てくると思います。環境大臣から、岐阜の不法投棄事件に対してどうこうしろという指示が出るかもしれません。

ほかでは、廃棄物処理施設をめぐる問題解決としましては、廃止後の最終処分場跡地にある土地形質変更の届け出の措置ということで、今後、都道府県知事は産業廃棄物最終処分場の区域指定というのをやります。この区域は最終処分場跡地ですよと、知事が地域を指定します。そこにある場合、その最終処分場に例えば、処分場跡地にテーマパークをつくりますよというような場合は、ボーリングをして穴を開けたりします。そうすると、土地の形質変更が出てきます。そういった場合は、届け出を出してください、そして、その届け出を見て、基準に適合しない施工方法について都道府県知事は変更命令が出せることになったわけです。

また、廃棄物処理施設に関する事項の措置といって、三重県のRDFの爆発事故もあり

ましたけれど、今後、特定施設に関しては、火災事故等が発生した場合は都道府県知事に報告しなければいけないということになったわけです。

あとは、産廃処理施設の生活環境、いわゆる環境アセスメントの特例を出しました。これは何かといいますと、先ほど欠格要件で施設管理者がこれから不在になると、焼却炉だけ残って事業主の許可が取り消されて、施設だけ残ってしまうというケースが多くなってくる。そうすると、力のある処理業者はその施設を買収しようとします。そのときに、同一条件の許可内容であれば、もう環境アセスをやっているわけですから環境アセスは要りませんよと、それから、同調査の公告縦覧、環境アセスの結果を縦覧することも省略していいですよという特例を今回設けたのです。ただ、許可内容が一つでも変わってくれればアセスはやらないとだめですと、同じ許可内容を引き継ぐ場合に限り、同一条項の許可を引き継ぐ場合に限りこれは不要ですよということになったわけでございます。

また、硫酸ピッチですが、富士山麓にもたくさん捨てられておりますけれど、今回、特別管理産業廃棄物以外に指定有害廃棄物ということで硫酸ピッチを指定したわけです。廃PCBは特管物ですけれど、硫酸ピッチは指定有害廃棄物ですから、さらに危険です。この硫酸ピッチの処理を禁止しますということで、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金ですよと、今回、この硫酸ピッチの処理基準、特別管理産業廃棄物の処理基準をベースにつくりました。それに従って運搬・保管・処理してくださいということになったわけです。

なお、先ほどの車両表示のお話ですけれども、目的罪の創設がこれに加わってくるわけ

です。例えば、この先に最終処分場がないのになぜか荷台に産廃を積んで山奥に走っているという者を、検問を張って車両表示を見て、「ここから先には処分場がないのに、おたくどこに行くの」と、「いや、別に違いますよ。不法投棄じゃありませんよ」と言っても、その先に処分場がないのに、まさしく不法投棄目的で、いわゆる未遂罪ですと、実行着手の直前での検挙ですけれども、その実行着手では実効性が足りないということで、その前段階で捕まえたいということで、今回、環境省は内閣法制局と相当もめたそうですけれど、この目的罪というものを創設したわけです。この運用も今後高まりを見せてくればと、このように思っております。

以上が、産業廃棄物処理業者に関する規制強化の概略のお話をさせていただきました。

• 産業廃棄物処理業者の経営に関する不安定要素

次に、産廃処理業者の皆様の今の不安定要素というのがあると思います。産廃業者は、今、中小零細企業で経営基盤も弱いです。そういうような状態の中で、次のような環境に取りかかれている。例えば、排出事業者なんですが、季節性による不安定供給、毎月、毎月安定した廃棄物を出してくれればいいですけれど、それはいきませんよね。それから、市場の優位性、やはり排出事業者の方がお客様ですから、立場が商行為上でも上です。あくまで処理業者さんはサービス業として、その料金をいただいて処理を代行するというサービスでやりますと、やはり排出事業者の立場が強いということになっている。それから、処理料金、価格破壊、いわゆるダンピング

ゲ、先ほどのように21万業者もあって、そこで廃棄物の取り合いをやっているわけですから、これから評価制度が始まって、評価基準適合業者とそうでない業者というものが二極化してきます。しかし、その適合業者になったからといって、価格が高いから委託してくれるのかと、皆さんどうでしょうか、今、市場を見ますと、やっぱり価格で委託しますよね。したがって、この処理料金ダンピングということが非常に問題になるのではないか。それから、無許可業者への委託、せめて許可を持っている業者に委託してくれればいいのに、まだ無許可の業者に委託している中小零細の排出事業者がいるわけです。非常に意識の低い排出事業者がいるわけです。それから、自ら不法投棄をやっていると、これが排出事業者の状況かと思います。

続きまして、廃掃法の規制強化、先ほど12年改正から16年改正をやりましたけれど、相当、産廃処理業者の皆様には、悪質業者に焦点を当てた法改正をやっているので、真面目な業者までもがその規制を受けているということで、非常に窮屈な状態になっている。例えば、再委託が絶対禁止と、今まで産廃業界慣習的事例として、再委託を一部認めていた時代がありましたね。だけど、今はもう東京都なども再委託は絶対禁止ですよと、再委託前提の委託はもう委託基準違反に該当するということで、再委託の禁止、いわゆる許可範囲の受託制限というのが皆様にあるわけです。それから、保管制限、7日分、14日分と、本来、安定的に出ないですから、たくさん廃棄物を受けるときに受けたいですけれども、これに関する受容の規制までなされている。これは環境保全上の見地からです。一方で、無許可業者、悪質業者の存在というのが

あります。これは、不法投棄が横行している、委託基準違反がある。そして、この無許可業者、悪質業者が処理業界全体の信用を失墜してしまっているということがあると思います。

あと行政ですが、ここが一番大きな問題ですけれども、指導要綱による搬入規制をやっている。例えば、福島県内の管理型最終処分場の社長さんとお話ししましたけれども、福島県では県内物を80%埋め立てなさいと、県外物は20%しか埋めてはダメですよという指導がされているわけです。そうすると、福島県で商売をやっていても、関東から入ってくる廃棄物を受けていると、そこに制限がかかってくるわけです。そういう状態の中で、管理型最終処分場の経営が成り立つか、環境省は広域処理を前提にしているのに、なぜ都道府県が搬入規制をやるのですかと、こういった地方自治体の搬入規制事前協議制というのがあります。それから、全国営業許可取得難ということで、今、47都道府県、保健所設置市、政令指定都市を足すと107つあるでしょうか。107つの許可を全部もらわないと全国営業ができない。それから、住民同意による施設設置難、法律ではないのに住民同意をとらされるということです。それから、周辺住民としましては、やはり施設の反対運動、産廃に対するイメージ悪、それから、県外廃棄物に対する嫌悪感、こういった状態の中で我々はその商売を、経営を安定させながら、従業員を養って、給料を払っていくかなくてはならないわけです。今、産廃処理業者の経営は非常に限界まで追い詰められているのではないかと、イコール、それは廃棄物処理法の限界もあるのではないか。したがって、冒頭でお話しましたように、そろそろ包括的

な廃棄物処理法の整備というものが必要とされているのではないか。そして、産業廃棄物処理業者の優良化というのを、評価制度とか格付けではなくて、産業育成、いわゆる中小企業としての、中小零細の例えば共同処理の推進であったりとか、技術開発であったりとか、施設確保のための助成措置とか、そういうといった産業政策が必要ではないかと、このように思うわけでございます。

・揺れ動く廃棄物行政の動き (地方分権と地方行政の限界)

続きまして、揺れ動く廃棄物行政の動きということで、皆様のお手元の資料の1ページを開いてください。

そこに中環審から出ている資料を今回お出ししていますが、図1に自治体の平均職員数が出ています。都道府県では1府県に関して35.7人の人員を置いていると、指定都市では平均19人、岐阜は中核市ですけれども、中核市では平均で8.6人、その他の保健所設置市では5.1人ということで、末端行政に行くとマンパワーがどんどん少なくなっているわけです。

続きまして、2ページをご覧ください。廃棄物処理業の許可件数はどうなっているのかといいますと、都道府県単位で、平均で1都道府県2,557業者いると、指定都市になると2,977、中核市になりますと一気に業者の数が減りまして1,600、その他の保健所設置市になると1,137ということになるわけです。そして、その下の図、職員1人当たりの処理業の許可件数を見ますと、都道府県レベルでは1人で75の許可業者の許可事務を行っている。政令指定都市では、一気に1人で158ま

で増えるわけです。中核市になりますと1人で188、その他保健所設置市、例えば、函館市とか小さな保健所設置市になりますと、1人で222業者の許可事務だけやっているので、指導・監視まで行き渡らないと、こういうような状態であるわけでございます。

4ページをお開きください。4ページは、都道府県一覧の職員数が出てるわけですが、岐阜県は上から数えて20段目くらいの真ん中あたりですが、岐阜県は、今、産廃行政が50人いて、産廃処理業の許可件数が2,659、産廃処理施設が433、立入調査が1,559回やっているみたいです。

5ページの右側の図には、今度は岐阜市が出てます。廃棄物行政担当者4名、産業廃棄物処理業許可件数が963、施設数が31、立入調査が126回、今回の岐阜県の岐阜市事件も、この廃棄物行政がわずか4名程度しかいなかつたので、今は18人ぐらいまで増やしたというふうに新聞報道で聞いてますけれども。ということで、末端の廃棄物行政へ行きますと、許可業務だけに追われて、業者指導とか、監視業務が行き渡らないというような形で、次の平成17年の廃棄物処理法改正ではまさしくこの廃棄物行政事務をどうするかということが入ってくるのではないかと、このように新聞報道などでなされております。

産業廃棄物処理業者の育成動向

・国に先駆けた各地方自治体による育成

続きまして、2番目に産業廃棄物処理業者の育成動向ということについて、正面のスライドを見ていただきますと、今、国に先駆けて各地方自治体は独自の取り組みをやっています。東京都でございますと、エコトライ協

定といいまして、建設の排出事業者と建設の収集運搬業者、処分業者の間に行政が入りまして協定を結びます。我々は再資源化を目指します、そして、情報公開をしていきますということで、今度、興味のある方は東京都のホームページを見ていただきたいと思いますが、行政が間に入って処理業者と排出事業者とリサイクルに向かって協定を結ぶ、こういった処理業者の優良化策をやっています。

大阪府では、優良産業廃棄物処理業者指針をつくりまして、収集運搬基準、積替保管、中間処理、そういった廃棄物処理法、その他の厳しい法律設計をしたチェックリストをつくれ、それを処理業者側に配布して、このとおりにやってくださいと、一方で、排出事業者にはそのチェックリストを見ながら処理業者の適正処理を評価してくださいという指針をつくれます。

三つ目に、岩手県では、処理業者格付け、保証金制度、これは岩手県の格付け制度が実は今回の国の法律改正に大きな影響を及ぼしたのです。岩手県では、平成15年に条例化して、産業廃棄物処理育成センターという指定センターをつくりまして、そこが社団法人岩手県産廃協会さんがその事務局になっているわけです。そして、会員業者が評価基準を受けたいと言うと、審査をして、そして、「はい、基準に適合してますよ」ということで、評価基準適合のマークを付与するという、いわゆる適合マークみたいなものです。それが、今回、77業者認定されました。一方で、不法投棄をした場合の原状回復費用、処理事故を補てんするための保証金を積みますということで、非会員企業は100万、会員企業は50万積み立てるというようなシステムでやっています。岩手県は、今年1年の中で、今度、その

評価業者77をA、B、Cのランク付けをするそうです。これのためのブラッシュアップの検討委員会をスタートさせました。

青森県については、先ほど言いましたように、排出事業者と処理業者と市民と行政が一体となったNPO法人をつくって、環境意識の共有をやっていく、それが処理業者の優良化だということで、こういった各地方自治体の独自の取り組みが国を動かして、今回、評価制度になったわけでございます。

・環境省による処理業者の優良化策

環境省による処理業者の優良化策ですけれども、まず、評価基準適合制度というのをこれから導入します。これは、各都道府県、自治体は、この制度に対しては余り積極的な感じではないというような雰囲気をちょっと感じております。私、2日前に埼玉県さいたま市の産廃指導課の依頼で同じ講義をさせていただいたんですけども、さいたま市としては、これが平成17年4月1日に施行されたとしても、すぐ評価制度は導入しませんということを明言されております。岐阜はちょっとわからないですが。具体的にどういった制度になるかといいますと、これは環境省の小野課長補佐の資料をコピーしたものですが、ポイントは、そこに赤字で書かれてますように、環境省令に評価基準を位置づけて、処理業者の社会的認知度をアップさせたい、いわゆる悪質な業者と優良業者を分けるということではなくて、優良業者を育成して社会的認知度を、業界の認知度を上げたい、そして、その情報を排出事業者側に提供していきたいということです。具体的には、一定の評価を受けたら、許可証に今度は評価基準適合業者とい

講演

うのが入るわけです。今までは、通常の許可証だったのですが、それに一文入るようになるわけです。そうすると、当然、排出事業者が見ても目立ちます。この許可業者は評価基準に適合した業者であるということを、都道府県知事が認めるわけでございます。ただし、環境省が言うには、それは不法投棄をしないということを保証するものではないというようなお話はされております。あくまで処理業者の優良化策の一環だと。

それから、5年ごとの更新時にそれを受けられますよと。具体的には、5年の更新時が来ました。そうすると、皆さんは通常の更新申請をします。そのときに、この評価制度も受けたいと言ってください。そうすると、都道府県は、その評価基準適合をまずやります。

「ああ、残念ながら三つのうちおたくはISOを取ってませんでしたね」ということであると、「はい、残念ながら評価基準に適合しないので、通常の許可申請になりますよ」と、「いや、三つ全部適合しました」と、そうなった場合は、「では、許可申請の書類、過去3年分の財務諸表とか、その他一部の申請書類も省略してあげましょう」ということで、更新許可が進むわけです。そうすると、最終的に許可証が交付された中に、先ほどの一文が入って、それを今度、産廃情報ネット、財團法人産業廃棄物処理事業振興財団のホームページですが、企業名を公表してくれる、そして、排出事業者はその業者を選定してなるべく委託してくださいと、こういったシステムにするわけです。これは任意ですので、受けたくないければ受けなくてもいいわけで、ただ、環境省の小野課長補佐によると、今回、処理業界約6万5,000社業界と呼ばれている中で、10%から15%はこの評価制度をぜひ

とってもらいたいと、そして、全国47の産廃協会の会員業者の方にぜひともこの評価制度をとっていただきたいというようなお話をされておりました。

三つの観点は、遵法性・情報公開・環境保全への取り組みということになるわけでございます。

環境省の方から、この評価制度のお話を東京の幕張メッセでやったときは私も聞きに行つた形で情報提供していますけれども、詳しいことにつきましては、特に今、産廃情報ネットの方でパイロット事業をやってらっしゃいますので、そちらの情報公開の産廃処理振興財団などにお尋ねいただければと思います。また、情報システム部長の上田さんから、ご要望がありましたら、各47の協会まで来て今の情報公開の産廃情報ネットのことについて説明会を開催させていただきますというお話を受けております。それで、協会さんとしてもしそういったセミナーを開催される場合は、振興財団の上田部長などに依頼すると、来ていただいて詳しい説明をしていただけると思います。

以上が、環境省の評価制度です。

それでは、環境省は処理業者をどの方向に導こうとしているのか。皆様のお手元の資料の15ページを開いてください。

そこに、産廃処理業のビジョン策定という新聞記事が出ております。環境省が優良企業育成の手引きというのをつくるそうです。これが3月、今月にまとまるみたいです。これを読めば、今回の評価制度の導入後、環境省が皆様をどういった方向のビジョンへ引っ張っていってくれるのか明確化されるのではないかということで、まだこの内容はわかりません。

産業廃棄物処理業者の将来発展に向けた課題

続きまして、最後の方になってきたわけですが、産業廃棄物処理業者の将来発展、いわゆる将来ビジョンに向けた課題を上げさせていただきたいと思います。

実は、私、経済産業省の将来ビジョンはなぜ今の産業廃棄物処理業者の皆様に対して明るい兆しを持たせるのかというと、根拠がないわけではないのです。皆様のお手元の資料の36ページを開いてください。実は、この資料は、昭和52年9月1日に当時の通産省がつくった資料です。これは、私の師匠の鈴木勇吉前会長の自宅に行ったら、古ぼけた分厚い本が出てきて、「会長、この本何ですか」と言ったら、「いや、産業と公害という、当時、通産省が出した本だよ」と、「じゃあ、ちょっと見せてください」ということで見たら、この資料が出てきたわけです。36ページに、昭和50年当時で処理業者の育成というのを通産省がもう書かれているのです。36ページの左上のCです。そこに、通産省は次のように書いています。産業廃棄物処理業者は、第8-2表のようにまだ地域的に不十分なところが多いと、当時まだ上の図の全国の処理業者の許可件数は、昭和50年5月1日現在では7,300業者しかいなかったのです。したがって、そこで書かれているのはまだ不十分なところが多いと、特に有害な廃棄物を処理する業者及び最終処分を行う業者が極めて少ない。これは、処理・処分方法が明確にされていない、いわゆる、当時の厚生省の廃棄物処理法を批判しているわけです。廃棄物処理基準が明確にされていないことと、処分地の確保が困難であると考えられる。また、処理業者は零細

なものが多く、施設、技術等も不十分なものが多い。このため、処理業務を適正に行わせるための各種誘導策をとることが望まれるということで、通産省は、我々処理業者の誘導策をもう昭和50年当時に次のD、E、FとGと挙げているのです。

まず、処理技術の開発支援をしたいと、産業廃棄物の多様化に対応するため、その処理技術の開発を急ぐ必要がある。特に有害な廃棄物の処理技術の開発が望まれる。現在、溶融炉などが有害廃棄物の処理などとして注目を浴びてますが、昭和50年当時からもしそういった技術を通産省が積極的にやっていたら、今ごろ有害廃棄物の処理技術というのは非常に高度化していたかもしれません。

E、廃棄物の再資源化の促進、産業廃棄物の最終処分地の確保が困難な状況にあることと、資源を有効に利用することのため、廃棄物の再資源化を促進することが極めて重要だと、昭和50年当時からリサイクルの重要性を訴えているのです。このため、再資源化のための技術開発の推進、回収体制、いわゆる今の収集運搬体制を整備する。それから、再資源化事業の育成、いわゆるリサイクル業者の育成、再資源化物質の市場開拓、いわゆる再生利用された後の成果物の開拓に努めるとともに、廃棄物処理法、ここがポイントです。廃棄物処理法の運用にあたっても、再資源化の障害とならないような適切な配慮を行うことが必要だと、昭和50年当時からこの廃掃法の運用を、再資源化するためであればそれを阻害するような規制をかけるなということを主張されているわけです。

そして、国、地方公共団体には措置という表現をしているのです。こういう措置をしろと、当時の通産省は国と地方自治体に言って

るのです。国、地方公共団体は以上の対策を推進するため、各種の支援策を講じるとともに、総合的な産業廃棄物処理計画を策定する、いわゆる、そのためには特に都道府県知事は廃棄物処理法第11条に規定されている産業廃棄物処理計画を具体的に作成し、産業廃棄物の適正な処理指針を示せと、いわゆる最終処分場の確保まで都道府県レベルできちんとやりなさいと、そういう提言をされているわけでございます。

続きまして、そのシステムはどうなのかというと、右側の37ページの中央の図を見ていただきます。これが、多分、通産省が考える将来の産廃処理業者のビジョンにつながってくると思います。今、その図の左側に第1次産業というのがあります。これは、生産産業系という枠組みの中に入っていますけれど、そこは農業、漁業、鉱業、いわゆる地球から資源を取り出す産業分類が1次産業です。2次産業に加工・製造業、いわゆる排出事業者が、ここにメーカーが入ってくるわけです。これは、現在、2次産業として長年にわたり通産省は育成してきました。次に、ここから製造されたものが市場に流通されるわけです。そのときに第3次産業、いわゆる流通業に入ってくる。流通・サービス業・運送業がここに入ってくるわけです。そして、ここで真ん中の消費者・大衆に行くわけです。そこで消費された後、一般廃棄物が出てます。さあ、ここからが、いわゆる我々は静脈産業という言われ方をされてますけれども、我々の業種を、通産省は調整産業というとらえ方をしているのです。そこで面白いのが、収集・運送・清掃業が第3次産業に入っている。これは今でいうサービス業なわけです。これはいいと思います。ただし、その右下から再生

品が出てきます。収集・運搬の段階で、当然、積替保管の段階などから再生品が出てきます。これがぐるっと戻っています。動脈側の第3次産業と一体化しているわけです。となると、運送業は製品を運ぶ、産業廃棄物の収集運搬業者は廃棄物を運ぶということで、縦割り行政になっていて、今の許可制度は、廃棄物を運ぶ場合は収集運搬業の許可を取りなさいと、今、運輸省が収集運搬業者に緑ナンバーを取れというお話を出ています。これは、この辺の一体化もとらえた上で、今の収集運搬業の見直しというのがそろそろ来るのではないかと、このように思うわけでございます。それでは、収集運搬した後の中間処理は、実は第2次産業です。サービス業ではないのです。通産省は、処理業者をここに分解・資源化再生業と名づけてます。そして、その右から下にぐるっと戻っています。これは再資源化・リサイクル物質です。我々が再生利用したものが何と生産産業系、いわゆる今でいう動脈系の製造業と一体化しているのです。この視点、いわゆる製造業と中間処理業というのを一体化する考え方です。そうすると、今の中間処理業の許可制度というのはどういうふうにしていったらいいんだろうかと。

続きまして、中間処理した後の最終処分ですが、このとらえ方が非常に面白いのです。最終処分業者を何と第1次産業に位置づけています。第1次産業というのは、そこに書かれているのは、運搬・埋立・浚渫と書かれているわけです。そして、最終処分場は、最後は地球に戻す役割をしているわけです。そうすると、動脈側の農業、漁業、鉱業という資源と直結する第1次産業と最終処分場を同じ産業分類の中で育成していくという、こういった通産省の視点が、昭和50年当時にこう

いった考えがあったのです。もし、私が冒頭で申し上げましたように、公害国会で廃棄物処理法が昭和45年に制定されて、厚生省が一般廃棄物の延長上から産業廃棄物処理行政までをとってしまった。もし、この産業廃棄物行政を通産省が担っていたら、まさしく産業と公害、廃棄物はスポット的な公害問題です。最終処分場に埋まっているものはすべて産業廃棄物、産業活動から出た公害物なわけです。その視点を経済産業省が持っていたら、例えば、社団法人全国産業廃棄物連合会が環境省の認可団体ではなくて、通産省の、今でいう経済産業省の認可団体であったらどうだったでしょうか。これを今、鈴木前会長は私に申しております。あの当時、連合会をつくるときに通産省に行ったんだけれども、厚生省に行ってくれと、厚生省は絶対離さなかった。

中小零細のこの産業廃棄物処理業界がようやく全国的に組織化され、まだまだ未成熟な産業を、規制と基準だけで今縛りをつけている環境省のやり方で、果たして産業廃棄物処理業の将来ビジョンはあるのでしょうか。鈴木前会長が言うには、やはり通産省の視点、産業政策、こういった視点で産業廃棄物処理業者の育成というものを環境産業として成熟させ、こういった循環経済の中に取り入れた中での経済構造をつくっていく、このようなことが必要ではないかと、そのように申し上げておりました。

廃棄物処理業に対する社会的偏見と差別

それでは、最後になりますが、全国産業廃棄物連合会専務理事の大塚専務の論文を最後に読んで、終わりにさせていただきたいと思います。皆様の資料の19ページを開いてくだ

さい。最後、ここを朗読して終わりたいと思います。

19ページの右側に、3、社会的偏見についてということが書かれています。これは、大塚専務理事が廃棄物学会で発表された論文でございます。皆様、初めて読むかもしれません。実は、大塚専務は、産業廃棄物処理業者の悲痛な叫びを論文にまとめられました。

「私が産廃業界の団体に就職し、あしかけ13年になる。その間、産廃業者からよく聞かされたのは、ごみ屋として蔑視されることが多いという嘆きである。社会はわれわれに偏見を持ち、家族をも含め肩身のせまい思いをしているとの訴えである。特に最近は、マスコミの多くが不法投棄など不適正処理の元凶は産廃業者であるとの報道が連日なされ、まじめに業を行っている者まで、そのような眼で見られる悲鳴である。

いま、全国の協会の多くは、不法投棄の撤去作業を行っている。私も平成8年から3年間、五つの不法投棄撤去作業のお手伝いをした。最初の撤去作業は、関西の某市および地域住民の自治会からの要請で作業をおこなった。そのときは、地元自治会の人々も立会いのうえ、産業廃棄物協会会員がボランティアで作業をしたのであるが、自治会の人たちは遠くから作業の様子をながめるだけで、誰も手を貸そうとしなかった。ご苦労さんと声をかける人もいない。作業終了後、そくさくと立ち去っていった。それどころか、作業用にもちこんだコンテナを見て、あの人たちはあの箱に乗せて不法投棄をするのだとの声が聞こえてきた。作業する人々の顔が一瞬ゆがんだ。しかし、何もいわずに撤去作業を続けていた。その現場の不法投棄は、市民が持ち込んだ生活用品が多く、そのほとんどが一般廃棄

物である。それだけに、心ない一言は彼らを傷つけた。その後の幾たびの撤去作業でも、付近の人たちのご苦労さんの一言は聞けなかった。市民と廃棄物を扱っている人たちとの間には、目に見えない大きな壁が横たわっていることを、この13年間肌で感じ、そのミナモトはどこにあるのかが、私の大きなテーマの一つとなってきたのである。」

続きまして、20ページの右下、先ほどは社会的偏見、今度はその社会的偏見が産業廃棄物処理業者への偏見に変わっていくところを書かれています。

産業廃棄物処理業者への偏見

「では、今は偏見はないのか。否、偏見は依然として存在する。私は接した産廃処理業者から、多数の嘆きを聞かされてきた。私が地方の協会に勤務しているとき、ある上場会社の幹部に賛助会員への入会をお願いしたところ、「ウゾウムゾウのごみ屋の団体に入るわけに行きません」と云われたこともある。

某市の清掃作業員の坂本信一氏は、自身の結婚に際して「私自身は世間からの偏見に対する覚悟はできても、私の選んだ職業で連れ合いや家族に辛い思いをさせるのかと思うと、そこまでの心がまえは持てそうになかったのです。」と、偏見があることを現場から問うている。同氏は、大学を卒業4年後にこの職種に就いたのであるが、偏見と闘いながらごみ屋としての誇りを持とうとする苦悩物語である。

廃棄物は不淨なもので、嫌悪の対象となる。この感覚は、途方もなく長い歴史を有する人間の根源的なところに巣くっている「業」であると述べた。廃棄物問題が環境問題として位置付けられても、この感覚は容易に消えるものではない。ましてやマスコミの多くが描

く、産廃処理業者=加害者=悪、住民=被害者=善の図式による論評に対し、善であるはずの市民から偏見を受けている産廃処理業者は、釈然としないわだかまりを抱いている。いずれにしても、今でも不可触民や同和の人たちが偏見と差別に対し鬭うように、問い合わせねばならない問題である」というような論文を廃棄物学会で発表されました。

時間になりました。1時間半という長時間にわたり、産業廃棄物処理業者の将来ビジョンという形で、皆様のお役に立てるお話ができたかどうかわかりませんが、何かしらの産廃処理業者の明るい未来を考えたときに、やはり私は廃棄物行政改革が必要であると思います。そして、行政改革するためには、やはり政治、これが機能しなくてはいけないと思います。今の国会議員が産業廃棄物問題をどれくらい勉強しているだろうか。自民党の今の環境部会長は河野太郎さんです。民主党のネクスト環境大臣は佐藤謙一郎議員です。彼はどれくらい産業廃棄物問題を理解し、真剣に考えているか。廃棄物行政改革は、政治改革レベルでの議論が必要になる、まさしく小泉内閣の行政改革の中に入ってくる大きな課題であると、このように思っております。

以上でございますが、本日はどうもありがとうございました。これで私の講演を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

委員会の開催

平成17年4月27日、28日に総務委員会等4つの委員会が岐阜市内の「レストランフジ会議室」において開催され、平成17年度の事業執行方針等が審議されました。

第1回適正処理委員会

(4月27日午前10時30分から)

- 組織強化・活性化事業について
- マニフェストシステムの普及啓発事業について
- 研修会の開催・施設の視察について
- その他の事業について

第1回広報編集委員会

(4月27日午後1時30分から)

- 組織強化・活性化事業について
- 広報誌発行事業について
 - 協会法「ぎふ環境保全」の発行
 - 第63号編集方針について
 - 「協会要覧2005」の発行
 - 編集方針について
- 啓発普及事業について
 - 保全協Newsについて
 - 「産業廃棄物ものがたり」について
 - 体験バスツアー（県と共に）
 - DVD・ビデオ制作
- その他の事業について

第1回研修指導委員会

(4月28日午前10時30分から)

- 組織強化・活性化事業について
- 教育研修事業について
 - 各種講習会事業
 - 会員研修会
 - 施設の視察
 - 講演会

(平成18年3月 第33回通常総会終了後)

第1回総務委員会

(4月28日午後1時30分から)

- 組織強化・活性化事業について
- 協力交流事業について
- マニフェスト頒布事業について
- 「地球環境村ぎふフェア」協賛事業について
- その他の事業について

(社)全国産業廃棄物連合会第21回通常総会及び法人化20周年記念式典等の開催

平成17年6月14日(金)に(社)全国産業廃棄物連合会の第21回通常総会・表彰式、法人化20周年記念式典・講演会及び祝賀会が東京都内の東京プリンスホテルで開催されました。

総会では、次の議案が審議され、全て全会一致で可決・承認されました。

当協会から中本理事長、種田専務理事代行が出席しました。

第1号議案 平成16年度事業報告の件

第2号議案 平成16年度収支決算報告承認の件、平成16年度監査報告

第3号議案 平成17年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成17年度収支予算案承認の件

第5号議案 役員の補充選任の件

(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰

全産連の21回通常総会終了後、廃棄物処理業務功労者等に対する平成17年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。本協会関係者は、功労者表彰1名、地方優良事業所表彰2社、優良従事者表彰7名が表彰の栄に浴されました。

○功労者表彰

山村碎石(株)

取締役 山村 けい



○地方優良事業所表彰

(株)カワイ工業

山村 けい
(山村碎石株)

ヒルムタ興業(株)

○優良従事者表彰



江崎 勝美
(後藤建材㈱)



河崎 十
(岐阜代用燃料㈱)



西川 吉克
(株星野商店)



桧山 三郎
(寿和工業㈱)



山田 好美
(寿和工業㈱)



米倉 善一
(株粥川商店)



米島 義人
(寿和工業㈱)

後藤建材(有)	江崎 勝美
岐阜代用燃料(株)	河崎 十
(株)星野商店	西川 吉克
寿和工業(株)	桧山 三郎
寿和工業(株)	山田 好美
(株)粥川商店	米倉 善一
寿和工業(株)	米島 義人

中部地域協議会の開催

第1回中部地域協議会

平成17年7月1日(金)に第1回中部地域協議会が岐阜市内の十八樓で開催されました。当協会から、中本理事長、清水副理事長、後藤副理事長、種田専務理事外理事等4名が出席しました。

- 会議では、次の議題について協議されました。
- ①産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度について
 - ②平成16年度事業報告及び決算報告並びに平成17年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - ③その他

第1回中部地域協議会専務理事会議

平成17年4月22日(金)に第1回中部地域協議会専務理事会議が四日市市において、下記議題により開催されました。

1. 平成17年度中部4県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議の開催について
2. 2005 N E W環境展への出展について
3. 全国産業廃棄物連合会・青年部会・全国大会について
4. 各県の主要行事日程等について
5. その他

中部4県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議の開催

中部地域協議会主催で、去る5月25日(金)に中部4県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議が四日市市内のザ・プラトンホテルにおいて開催されました。

会議には、各県・政令市廃棄物担当課、各県警察本部生活環境課関係課及び中部地域協議会関係者46名が参加し、各県の産業廃棄物不法処理の現状と問題点について説明と意見交換を行いました。この中で、岐阜市から「善商」関係事案について説明がありました。岐阜県関係の出席者は、次のとおりです。

岐阜県：健康福祉環境部不適正処理対策室
黒岩芳則室長、松尾孝和主任技師
岐阜市：環境事業部産業廃棄物指導室堀野誠夫室長、産業廃棄物特別対策室宮川森男室長

岐阜県警察本部：生活環境課中井廉二課長
補佐

第4管区海上保安本部：警備救難部海上環境課犬藤学課長

当協会：粥川長司理事兼適正処理委員長、種田昌史専務理事代行

お知らせ

新規加入会員の紹介

平成17年度第1回理事会を平成17年5月17日開催し、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員名 住所	代表者名 電話番号	業の区分	備考
今井組運輸有限会社 〒508-0501 中津川市山口524-1	代表取締役 今井邦徳 ☎0573-75-2095	収集運搬業 中間処理業	
有限会社M.O.C 〒453-0037 愛知県名古屋市中村区高道町6-11-6	取締役 加藤恵三 ☎052-471-7928	収集運搬業	
神岡運輸株式会社 〒506-1152 飛驒市神岡町寺林1369-1	代表取締役 田中俊司 ☎0578-2-1365	収集運搬業	

平成17年度第2回理事会を平成17年6月24日開催し、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員名 住所	代表者名 電話番号	業の区分	備考
財団法人岐阜県環境管理技術センター 〒500-8357 岐阜市六条大溝4-13-6	理事長 棚橋普 ☎058-276-0321	収集運搬業 中間処理業	賛助会員 より移籍

参考 会員の状況

会員区分	2月17日現在	入会数	退会数	6月24日現在	増減
正会員	373	4	△6	371	△2
賛助会員	114	0	△4	110	△4
特別会員	2	—	—	2	—
合計	489	4	△10	483	△6

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

(6月24日開催の第2回理事会において委員が改選されました。委員長・副委員長は、次回委員会で互選されます。)

大野 安一 加藤 宏 川合 清和 中尾 勝
野々村 清野 村清 晴 松田 康利 山口 繁



協会のシンボルマーク

平成17年7月15日発行 第63号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本貞実

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番地12号 水産会館1階

TEL <058>272-9293

FAX <058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozan/>

印刷 共和印刷株式会社

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



日本興亜損害保険株式会社

NIPPON KOA
INSURANCE

岐阜支店営業第1課 担当 鐘笠 TEL <058>253-9822

産業廃棄物はすべてご相談ください。

この道、35年の実績と経験がお応えします。

『環境』は、みんなの願い
みんなで守るもの
子孫に残す宝物

当社の許可

産業廃棄物収集運搬業

岐阜県、岐阜市、愛知県

産業廃棄物処分業（破碎・埋立）

岐阜市

産業廃棄物【許可品目】

【破碎】

[固定式破碎機] 廃プラスチック類／ゴムくず／繊維くず

[移動式破碎機] ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類

【埋立】

[管理型埋立] 燃え殻／汚泥／廃プラスチック類／紙くず／木くず
／繊維くず／動植物性残さ／ゴムくず／金属くず／
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改装
又は除去に従って生じたものを除く）及び陶磁器くず
／鉱さい／がれき類／ダスト類

[安定型埋立] ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改装
又は除去に従って生じたものを除く）及び陶磁器くず
／がれき類

(許可)
岐阜県
岐阜市
愛知県

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業

かゆ かわ

株式会社 粥川商店

〒500-8224

岐阜市高田3丁目1番1号（営業所）

TEL (058) 247-8066 (代)

FAX (058) 247-8757

安全

迅速

処理